

平成 20 年 2 月 20 日

武藏野市第 4 期長期計画調整計画
策定委員会の皆様

このたびは調整計画の策定作業を進めていただきありがとうございます。また市民会議から引き続き策定作業に参画していらっしゃる委員の皆様は、長期間・長時間にわたる作業、本当にお疲れ様です。

また、先日は地域別市民ヒアリングに於きまして、私の意見に対しまして丁寧にご回答いただきありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。

さて、以下に調整計画〔原案〕に対しまして意見を申し上げます。ヒアリングでの意見と重なるものが殆どではありますが、付記いたしました部分もありますので今後の一考の端に加えていただければ幸いです。

調整計画〔原案〕への意見書

—P22— (1) 「支えられ感」を生み出す地域福祉

『子育て家庭についても、現在実施している様々な市の事業や施策を有機的につなぎ、0歳から18歳までの子どもの成長に即した連続性のある支援を行うよう事業の見直しも行いながら整備を進める。』

—P45— (4) 障がい児への支援

『障がい児とその親が地域での生活に困難を感じないように、生活全体を長期にわたって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みが必要である。』

上記、2点の文章に関しまして、心より歓迎いたしますとともに大変評価いたします。今回の調整計画ならびに今後の長期計画等において、このような文章が記載されること、そして具体化に向かって様々な事業が行われることを切に願ってやみません。

幼稚園・保育園、小学校・学童保育クラブ、中学校…というステージごとに子どもの成長が寸断されるようなこれまでの子ども関連施策ではなく、子どもの成長を一本の軸として捉え、その成長にさまざまな施策が寄り添い、必要に応じて手を差し伸べる。

施策に合わせて子どもを育てるのではなく、子どもの育ちに応じて施策が活かされる様

に関係機関の位置づけの整理も必要と考えます。

このほか、本文中の「子育ち」という文言は大変重要だと考えます。ともすれば、「子育て」を「第一義的な責任は保護者にある」という言葉のみに偏重し、それ以外は「育児放棄も同然」であるかの様な意見がありますが、それは極論過ぎると考えます。

本来、子どもは自分で育つものであり、「子育て」は手取り足取りという部分と、見守る部分。子どもと保護者の適度な距離感だと考えます。

幼稚園でも保育園でも、小学校でも、子どもは子ども同士のコミュニティを作っています。保護者もそのコミュニティ同様に、一人が我が子ひとりだけを見るのではなく大人全体がすべての子どもを、距離感を持って見守ることが重要なのであって、その様な大人全体のコミュニティは「自助・公助・共助」の共助へと導かれる部分だと考えます。

* * * * *

-P52- 1. 子育て支援施策の総合的推進（2）保育サービスの拡充

『市内に9園設置されている公立保育園については、武蔵野市公立保育園改革計画（平成16年策定）に基づく改革が平成16年度から平成18年度の間、進められた。評価委員会からの指摘を受けて改善を図り一定の成果を得たが、依然、公立と民間では児童1人あたりにかかるコストに大きな差がある。公立という設置形態を維持しつつ、質の向上と効率化を推進するという「武蔵野方式」を保ちつつ、様々な運営の形態を検討することも、今後の課題である。』

〔変更案〕

『……平成18年度の間、進められた。改革計画によって一定の効率化が図られたものの、保育の質の向上に関しては「満足できる評価手法を得るにいたらなかった」（改革評価委員会最終報告）ことから、策定手法を見直し、あらためて保育の質の向上を目指す。また、公立という設置形態を維持しつつ、武蔵野市直接の運営である公立保育園ならではの保育事業を行い、同時に質の向上と効率化を推進するという「武蔵野方式」を保ちつつ、子どもの成長保障を第一義とする運営の形態を検討することも、今後の課題である。』

そもそも、公立保育園の改革の必要性を指摘したのは「武蔵野市公立保育園のあり方を考える委員会（あり方委員会）」であって、その最終報告（平成15年8月13日）を受けて当時の武蔵野市が策定したものが「武蔵野市公立保育園改革計画（改革計画）」（平成16年2月2日策定）です。

「武蔵野市公立保育改革評価委員会（評価委員会）」の最終評価（平成18年度評価）は

平成 19 年度初めに出されており、「指摘を受け改善を図り」という記述は間違いで訂正が必要です。

仮に、平成 19 年 11 月の公立保育園園長公募を、評価委員会からの指摘での改善（「管理職の公募制度の導入」）というのであれば、この時期においては、公募が行われている、もしくは採用発表の段階であって、その園長公募そのものが正しかったのか、効果があったのかは未だ検証されていません。したがって、この記述はやはり訂正が必要です。

また、改革計画ではコストカットと並び「保育の質の向上」が目指されました。当時の行政からは「保育の質」の説明がありませんでした。

仮に、その「保育の質」の意味合いが保護者と違うものであったとしても、計画を策定し実行する側に「保育の質」の定義がなければ、「いかなる方策で向上を目指すのか」「実際に向上したのか、しなかったのか」が判断できず、計画そのものの実効性が疑わしいことは言うまでもありません。

平成 16 年 10 月 28 日に行われた「武藏野市公立保育園改革評価委員会と市民の集い」では、評価委員会は「我々は素人であって、保育の質を聞かれても困る」と発言なさっていました。

その後に公開された当時の報告では、保育の質に関して一定の見解が述べられていますが、評価委員会は最終評価において『保育の質そのものを直接評価することは、極めて困難であり、本委員会としてもさまざまな試行錯誤を重ねたものの、結局、満足すべき評価手法を得るにいたらなかった』と記しており、「保育の質」が改革計画によって上がったのかどうかは分からぬ状況です。

評価委員会は『保育の質を直接評価する手法を得るにいたらなかった』ことから、平成 18 年度に満足度調査を行っています。これは「あり方委員会」設置のキッカケとなった平成 13 年度の満足度調査と比較することになりますが、5 年の間に当時の保護者はほとんど入れ替わっており、単なる数字の満足度は出るかもしれません、比較として成立いたしません。

このほか、改革計画の策定手法に言及いたしました部分に関しましては、最終評価報告前に武藏野市に提出いたしました「武藏野市公立保育園改革計画に対する意見書」（平成 19 年 3 月 30 日付け：末尾添付）をご参照ください。

また公立と民間のコスト差に触られていますが、公立であろうと民間であろうと「年齢別保育従事職員」の数は変わりません。これは最低基準まで行き着いても同じ結果となり、公私間のコスト差は必ず出ます。

そのコスト差の要因は、給与の差であって武藏野市の公務員給与の見直しを図らなければコスト差は解消されず、逆に民間保育士の給与と同水準まで下げれば全て公立保育園で

も構わないと言う議論となります。

武藏野市保育園父母会連合会主催で改革計画開始直前に行われた補完説明会（平成 16 年 3 月 5 日）での回答文書として、当時の担当課長より以下の文章を頂きました。

『この改革の目的は、保育所運営費の効率化を図りながら、子育て施策全般の拡充を目指すものです。また、「あり方委員会」でも「公立保育園のメリットを生かすためにも公設公営の枠組みで年限を区切って努力すべき」との議論があったことを踏まえると、公私コスト比を 1 対 1 にすることが今回の改革の目指す主目的であるとは考えていません。』（平成 16 年 3 月 8 日）

当時の武藏野市の理屈として、公私コスト比を 1 対 1 にすることが主目的ではないのですから、コスト差があるのは当然のことです。それよりも、施設や園庭など民間園には無い規模を活かした事業展開の研究・実施を行うことがより重要だと考えます。

なお、「武藏野市事務事業・補助金見直し委員会」報告（平成 19 年 11 月 20 日）資料編（P96）「個別事業のアウトソーシングの事例」において「保育園・学童クラブ」を挙げ、「想定される効果：サービスの質の向上（時間延長、送迎等）」と記述されておりますが、これは事業展開の多様化であって、サービスの質の向上や保育の質の向上と一致するものではありません。

保育の質とは端的に言えば、「子どもの成長保障」であり、それは「自ら成長し続ける子どもたちの変化を受けとめる」ことです。「変化を受けとめ続ける」ことこそが「保育の質の向上」なのです。

なぜならば、自ら成長し続ける子どもは変化し続けるからです。

「保育の質の向上」は時間延長や送迎では成長保障ができないことは言うまでもなく、必要なのは質の高い人材です。

『子育て支援には、質の高い人材と、必要な費用がかかるものであるという認識の下での、子育て支援施策の拡充を。』

〔子ども・教育分野市民会議提言書〕にある、上記記述の重要性をあらためて認識いただくとともに、新規事業展開には、その都度、適切な人材配置が必要と考えます。

また、「質の向上と効率化を推進する武藏野方式」ということとは別に、あたり構わず民営化という意見がありますが、そもそも国の認可保育所最低基準のレベルの低さの改善といった根本の議論のない民営化は、児童福祉の観点にそぐわないものです。

まず、子どもの成長保障のために、どのような環境が必要なのか、という議論のもと、どういう運営形態が良いのか、という議論であるべきと考えます。

* * * * *

—P54— 1. 子育て支援施策の総合的推進（5）第三次子どもプラン武蔵野の策定

『第三次子どもプラン武蔵野を策定し、子ども関連施策を推進する。次世代育成支援対策推進法の強化を受け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が一層測られるように取り組みを進める。

なお、計画策定にあたっては広く市民の提言を求めたり公募委員を選任したりすることにより、市民の意見が一層計画に反映される仕組みを研究する。』

〔変更例〕

『……仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が一層測られるように取り組みを進める。また、児童福祉の観点が必要不可欠であることから、健康・福祉総合計画と合わせ早急な策定を行う。

なお、計画策定にあたっては広く市民の提言を求め、保護者と施策実施の当事者（教諭・保育士等）はもちろん、公募委員を選任したりすることにより、市民の意見が一層計画に反映される仕組みを推進する。』

今回の調整計画策定にあたり市民参加が大きな力を果たしてきたことを考えれば、保護者と当事者が第三次子どもプラン武蔵野策定へ参画することの保障と、より一層の推進は当然のことと考えます。

しかしながら、子育て現役と呼ばれる私たちは忙しいことを理由に子どもの成長を保証するべき制度や施策に目を向けていません。

調整計画原案 第3章 施策の体系 I～V [健康・福祉、子ども・教育、緑・環境・市民生活、都市基盤、行・財政] は、これから武蔵野市で成長する子どもに全て関わる項目ですし、子どもプラン武蔵野もまた、前述の5項目によって体系づけられるはずです。

昨今、「多様な保護者のニーズ」に応えることが「良質な行政サービス」であるかのような「顧客至上主義」が福祉行政に採りこまれています。果たしてそれが子どもにとって良いことなのか、児童福祉として正しいことなのか甚だ疑問があります。

例えば夜間保育を中心とした24時間保育があります。確かに夜間勤務に就く保護者がいるのは事実ですし、核家庭が隅々まで浸透しきった昨今、預けざるを得ない事象が起きう

るのも事実です。

児童福祉ということを考えれば、夜間保育であるからこそ 24 時間保育であるからこそ、昼間より手厚い保育（継続性のある人員配置や生活環境、急な体調不良への対応等）が必要です。

しかし、それが恒常化した場合、子どもの気持ちや成長に保護者はいつ寄り添うのでしょうか。例えば小学校入学後も夜間保育を続けるのでしょうか。

仮に福祉として手厚くとも、預けっぱなしで良いという話では無い筈です。子どものために保護者が犠牲になれとは言いませんが、子どもも家族の一員として、その子に何が必要なのか、どんな生活が大切なのか、保護者が考えないといけません。

児童福祉が福祉たりえる為には、その根幹に保護者と社会全体の認識の変化と醸造が必要不可欠です。

社会の一翼を担う企業が、子育ち・子育てに関して理解を深めない限り、保護者の就労状況の見直しはされませんし、調整計画原案でもふれられている「ワーク・ライフ・バランス」の見直しもありません。

それは、一朝一夕に為されるものではありません。だからこそ、現在の保護者の意識を少しづつ変えていき、その保護者が企業においてリーダーシップをとる時期へと意識変化を継続することで、次世代にはより一層の意識変化が為されると考えます。

今回、調整計画策定委員の皆さん、「策定委員となったことで非常に勉強になった」と真摯な態度で繰り返されていました。そのような機会が保護者にも恒常に必要ですし、自らが策定することによって計画の実行性や行く末にも責任を持つことでしょう。

* * * * *

—P60— 4. 学校教育の充実（6）学校経営体制の充実

『幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校など学校間の連携を図るための調査・研究を行う。特に幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校への移行期の支援が重要であり、円滑なサポート体制の構築、指導の連続性に配慮したカリキュラム導入のための研究が必要である。』

〔変更例〕

特に幼稚園・保育所から小学校・学童クラブへ、小学校から中学校への移行期の支援が重要であり、円滑なサポート体制の構築、指導の連続性に配慮したカリキュラム導入ならびに、それまでに培われてきた子どもの社会性の持続的な維持・発展のための研究が必要である。

「幼稚園・保育所から小学校」への移行期の支援は、カリキュラムにとどまらず、尚一層の子どもだけのコミュニティ形成が発生する小学校において、教育と並び社会性の構築に多くの時間をかける小学校1年生では幼稚園・保育所における友達との関わり合いの様子を事前把握しておくことが非常に重要です。

特に、発達性障がいを持つ子どもたちの成長過程の把握は小学校教員にとっても重大なことであり、幼稚園教諭・保育園保育職員それぞれとの連携も非常に重要なことです。

同様に、保育園を卒園する子どもの大多数が（幼稚園からの子どもも少數ではあります）学童クラブを利用しています。学童クラブは本来、学童保育といわれるよう「第2の家庭」であることは武藏野市でも認知されていることです。

従いまして、保育園からの円滑な移行のために学童クラブとの連携も必要と考えます。

個人情報の扱いなど難しい課題もあるでしょうが、子どもたちの成長保障のためには必要な研究であると考えます。

-P62-(1) 青少年育成施策の拡充

『地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨を踏まえ、連携を深める。統合については今後も研究を進めていく。子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方について検討を行い、青少年育成施策の充実を図る。』

【修正案】

『地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨は明らかに違うため、統合の研究は終了を目指す。そのうえで、子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、学童クラブの土曜開所を再開し、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方について検討を行いながら、地域子ども館（あそべえ）と学童クラブ双方の充実と連携を図り、青少年育成施策の充実を図る。』

「武藏野市地域子ども館（仮称）検討委員会報告書」（平成13年12月）でも触れられていますように、地域子ども館と学童クラブは別個の事業であり、統合の研究を進めることの意義が感じられません。

したがいまして、今回の調整計画では研究の終了を目指し、5期基本構想・長期計画では文言の削除が相応しいかと考えます。

地域子ども館は全児童対策の一環として開始された事業ですが、それは前提として「放課後、家庭に保護者がいる」という条件の下であり、学童（保育）クラブの子どもが「家から遊びに行く」という感覚での連携は大いに図られるべきであると考えますが、監護機能の保障のないままの統合では「放課後の監護に欠ける児童の保護」という学童保育事業が武蔵野市から消失することになります。

仮に一時的な留守家庭の子どもの居場所を確保するのであれば、学童（保育）クラブでの一時保育も検討されるべきと考えます。その際は、必要な人員配置をすることが当然の条件となります。

以上

改革計画（平成16～18年度）に対する意見書

I. これまでの経過について（…1）

- 満足度調査（平成13年度実施）結果の扱われ方の問題
- アンケート結果の検証～「満足度」と「不満足度」～
- 市報掲載内容の誤報に対する武藏野市の対応への不満～「保護者代表」という言葉の持つ意味～
- 保護者からの意見聴取と直接対話の不足
- 保護者への説明の不足

II. 改革計画について（…8）

- 三本の柱に対する父母の疑問
 - ①公立保育園運営費のコストカット
 - ②新規事業の展開
 - ③保育の質の向上
- コスト削減という視点の先行～保育の質の位置づけの弱さ～
- 保育の質の定義を示さずに向上が計れるのか

III. 保育の質（…12）

- 評価委員会の示した保育の質
- 保育園職員の意識と「子どもへの働きかけ」
- 各家庭、保護者と保育園職員の関わり合い
- 保育の質
- 子どもの発達と成長
- 改革計画を鑑みて

IV. 提言－1 公立保育園のみならず（…19）

- 保育園は大人も共に育ちあう場所
- 保育園の経営と運営に関して
- 不満と要望への対応の仕方

V. 提言－2 公立保育園改革計画に向けて（…21）

VI. 最後に（…23）

- 武藏野市に向けて
- 保育園職員に向けて

I. これまでの経過について

今回、まずご承知しておいていただきたいことがあります。それは、この改革計画の策定から実施まで、私たち保護者には「蔑ろにされたのではないか」「蚊帳の外に置かれたのではないか」という意識があつたことです。それは保護者からの意見聴取・直接対話の欠如が原因なのですが、結果として、満足度調査（平成13年実施）に示された不満足が、改革計画によって解消されるのか。また、保育の質の維持・向上を目指すとされた改革計画が、実際は何を目的とした計画なのか、子どものより良い成長のためなのか、私たち保護者には理解できませんでした。

このような計画を実施するにあたり、子どもを保育園に通わせている当事者である保護者に対して、充分な説明と意見聴取・直接対話が果たされてこなかったことは非常に残念なことであり、今後、改革計画を継続する際には、これらの問題点の改善が図られることを要望いたします。

□ 意見

- ① 平成13年度実施の満足度調査に関して、公私立保育園間の総合満足度の差（2.5%）を取り上げるのであれば、その事由を検証するべきでした。
- ② 総合不満足度の検証と解消に努めるべきでした。
- ③ 上記2点に関して、公私双方の運営者・職員・保護者に聞き取り調査を行い特に不満足の因子解消に関しては追跡調査を行うべきでした。
- ④ あり方委員会と評価委員会における「保護者代表の参加」という誤報の市報掲載を訂正するとともに、正式な保護者代表を参画させるか、適宜、保護者から直接、意見聴取を行なうべきでした。
- ⑤ あり方委員会は、保護者から直接、意見聴取を行うべきでした。
- ⑥ 改革計画策定後に、民間認可保育園保護者にも説明会を行い、意見聴取を行うべきでした。
- ⑦ 改革計画開始以降、継続的かつ定期的にその取り組みの説明を各園丁寧に行なうべきでした。

そもそも平成13年度の満足度調査（保育園サービス現況調査）の結果から引用された満足度の数値と差に、私たち保護者の意識や思いがどれほど反映されていたのでしょうか。調査の回答方法は択一方式であり、仮に大変満足を選べば大変不満足は選べず、不満足を選べば満足は選べませんでした。

また、満足であろうと不満足であろうと、根幹にあるものは子どもの成長

への不安や、保護者自身の子どもへのかかわり方の不安です。保育園職員との対話や関わりのなかで不安が解消されれば満足となり、解消されなければ不満となります。

解消されない不安が積み重なり、不満が高じて「保育園そのもの」に不信感を持つことで「大変不満足」を選ぶ事態も確かに考えられますが、「大変不満足」を選んだ人たちが本当に全てそうなのでしょうか。検証は為されたのでしょうか。

子育てに「不安」と「悦び」があるように、保育所における「満足」と「不満足」は保護者にとって絶えず混在するものであり、保護者と職員が対話を重ね、不安と不満の解消に努めることが大事なことであるはずです。

総じて、この「どれかを選択」という回答方法そのものに、私たち保護者が、自身の子どもの保育園生活への考え方を述べることは出来ないです。

武藏野市は保護者との直接対話に真摯に取り組むべきでした。各保育園職員と保護者とが直接対話できる環境を整えるべきでした。このことを否定し、軽々に職員の力量不足と断定し改革計画に臨んだ当時の武藏野市の姿勢は甚だ遺憾です。

■保育園サービス現況調査結果（満足度調査：平成13年度実施）の扱われ方

当時の武藏野市による公立保育園運営見直しのための方委員会設置の発端となつた保育園サービス現況調査（満足度調査）の数字を以下のとおり掲載します。

あり方委員会最終報告添付資料10【保育園サービス現況調査（概要）】より

【大変満足 公立：22.3% 私立：33.8%】

【満足 公立：48.7% 私立：39.7%】

併せた総合満足度は 【公立：71% 私立：73.5%】

2.5%の差を捉え、民間認可保育所（私立）に比べて公立保育園の満足度の低さを指摘する根拠となっていますが、この数字は有意なのでしょうか。

保育園サービス現況調査（概要）に示されている公立保育園の保護者回答数は439、私立保育園の保護者回答数は219となっています。どちらも、公私全世帯数と比した場合、回収率の低さへの言及とデータの有意性の根拠が示されませんでした。

アンケートの提出は世帯数で行われたものと推測されますが、仮に平成13

年 4 月 1 日の児童数を参考とした場合、公立保育園のアンケート回収率は約 52.3% 私立保育園のアンケート回収率は約 54.9% となります。

保育園サービス現況調査実施年度（平成 13 年度）保育園児童数（各 4 月 1 日現在）

◆定員（合計：1,239 人）

公立保育園定員 840 人（乳児：310 人 幼児：530 人）

私立保育園定員 399 人（乳児：170 人 幼児：229 人）

◆入所児童数 1,207 人（保育概要 2001 より）

また同【保育園サービス現況調査】に示された不満足度の割合を以下に掲載します。

あり方員会最終報告添付資料 10【保育園サービス現況調査（概要）】より

【大変不満足 公立：0.7% 私立：0.5%】

【不満足 公立：0.5% 私立：1.4%】

併せた総合不満足度は 【公立：1.2% 私立：1.9%】

ここでは私立のほうが、不満足度が高くなっています。この不満足度の数値の差は一切触れられていません。満足度の数値の比較だけを行い、公立保育園の質が低いと決め付けた当時の武藏野市の論拠は合理性がありません。

■アンケート結果の検証 ~満足度と不満足度~

仮に、数値のみの比較に合理性があるとして、満足度（大変満足と満足）の公私との差 2.5% の因子の解明がなされていません。「公立園より満足度が高かった」とされる私立園の運営者・職員・保護者からの聞き取りを行なうことによって、満足度が高い事由が明らかとなり、公立園の満足度をあげるための材料となつたはずです。

また満足度の向上とともに、不満足度の解消は重要なことです、公立園の不満足度（大変不満と不満）1.2% に対する、追跡調査や再調査が行われていません。不満足度の因子を解明することにより、その解消方法を検証・実施することが出来たはずであり、満足度をあげるための材料となつたはずです。

この【保育園サービス現況調査】には「要望やトラブルへの対応」という一項目が立てられていました。次ページに掲載します。

あり方委員会最終報告添付資料 10【保育園サービス現況調査（概要）】より

「要望やトラブルへの対応」という一項目に関して

【大変満足 公立：8.1% 私立：13.6%】

【満足 公立：24.5% 私立：34.3%】

併せた満足度は【公立園：32.6% 私立園：47.9%】

【大変不満 公立：2.9% 私立：2.3%】

【不満 公立：3.3% 私立：3.8%】

併せた不満度は【公立：6.2% 私立：6.1%】

【保育園サービス現況調査】の数値を重要視するのであれば、この「要望やトラブルへの対応」の満足度の差 15.3%に対して目を向けるべきでした。

何が満足度を上げ、何が満足度を下げるのか。そういう検証は保護者との直接対話なくして成されるものではありません。要望という文言の裏にある日頃の保育への思い、感謝や不安は、数字だけで検証できるものではなく、保育園職員と保護者が、子どもの日々の様子を共有することによってのみ現すことが出来るからです。

保護者は子どもの成長を通して「保育の実践」と「保育園という子ども同士のコミュニティ」を理解していきます。満足も不満足も、その本当の声は子どもの姿の共有なくして職員に伝えることは出来ないのです。

当時、総合満足度の差が示す意味の検証と、なにより総合不満足度の中身の検証と解消を目指すべきであったのにも関わらず、それらに目を向けることなく議論が進められたことは、当時の武藏野市に公立保育園の満足度を上げる意志が無かったということであり、そして保護者の声に耳を傾けようとしてこなかった、それまでの市の姿勢そのものが、公立保育園の満足度に現れたのだと考えられます。

■市報掲載内容の誤報に対する武藏野市の対応への不満

～「保護者代表」という言葉のもつ意味～

あり方委員会にも評価委員会にも「保護者代表が参加している」と、当時の市報には掲載されています。しかしながら、その双方ともに保護者代表で無い旨が、当時の議会答弁で示されています。（次ページ）

◆あり方委員会

武藏野市報（2002/9/1）より

公立保育園の運営の効率化を図り、保育サービスの向上その他の子育て施策の充実を図るための方策を検討することを目的とした「武藏野市公立保育園のあり方を考える委員会」を設置しました。

委員に学識経験者、保育施設園長、保護者の代表などの参加を得て、公立保育園の経営のあり方を検討するとともに、多様化する保育ニーズに対応するための新規事業などの検討を行います。

文教委員会 行政答弁（2004/3/9）より

公立保育園のあり方検討委員会の父母代表が入ってないではないかという御質問でございますが、父母の方には入っていただいておりますが、いわゆる代表ということではございません。委員会の委員になりますと、その方の意見として、いろいろ協議に参加していただくということで、父母会、あるいは父母を代表した形での意見をいただくという形はとてないということでございます。

◆評価委員会

武藏野市報（2004/8/1）より

2月に策定した公立保育園改革計画に基づき、市では3カ年にわたり公立保育園の改革を行っています。その評価を客観的に行ない、実効性を高めるため「武藏野市公立保育園改革評価委員会」を設置しました。委員に学識経験者、保育園園長、保護者の代表などに参加してもらい、①公立保育園の効率的経営の取組、②認可保育園の質の向上への取組、③改革による新たな子育て施策への取組について評価を行います。本委員会の議事録などは市保育課のホームページに掲載します。

文教委員会 行政答弁（2004/9/8）より

市報の表現が、あたかも保護者から選ばれた代表のような印象を与えてしまった件については、余り好ましくないと思っておりますので、今後はこのようなことがないように十分表現には気をつけたいというふうに思っております。

あり方委員会と同じ間違いを評価委員会の設置案内で犯し、しかも、その表現が間違いであったのなら訂正を図るのが本来の姿勢であるのにも関わらず、一切の訂正がありませんでした。市報という、行政から市民に向けての最大広告紙面において、「保護者代表」という肩書きが市民に指示するものの大きさは想像に難くありません。「保護者代表」の発言が、私たち保護者の総意として扱われ、あり方委員会での発言や、あろうことか最終報告まで保護者の総

意が込められている。そのような錯覚を市民に起こさせる意図があったと考えざるを得ません。

評価委員会の設置に関しても「保護者代表」という誤報が市報に掲載されたこと。そして、その訂正が為されなかつたことは甚だ遺憾であり、一度ならず二度までも、このような問題を引き起こされたことで私たち保護者にとっての改革計画の位置づけが非常に曖昧なものとなつてしましました。

なぜならば、この「保護者代表」という誤報の訂正は市報ばかりでなく保護者にすら示されなかつたからです。「自分たちの代表があり方委員会に入つていて。そして評価委員会に入つていて」という錯覚を抱いたとして、代表に意見を伝える術も場もない。困惑する保護者がいたことは否めませんし、「自分たちの知らないところで保護者代表が選定された」もしくは「誤報が罷り通つてている」と考えた保護者にしてみれば、改革計画の内容への関心は半減するばかりか皆無となつてしまつた可能性もあるはずです。

■意見聴取と直接対話の不足

あり方委員会と評価委員会に非常に曖昧な「保護者代表」が存在していることとは別に、どちらの委員会も傍聴が許されず、また会議録に発言者氏名が記されないこともまた、私たち保護者には理解しがたい事態でした。会議録が武蔵野市HPに掲載されたとはいえ、その多くは会議から約一ヶ月もしくは一ヶ月半を経過してからのものであり、私たちがその会議録を拝見するころには委員会では新たな議論に移つてしまつてゐる。これでは具体的な意見を保護者が挙げることはできません。

平成15年度5月には、あり方委員会の中間報告に対して意見募集をしていましたが、前述の「保護者代表」という誤報から派生する影響を鑑みれば、保護者の意思があり方委員会に届くわけがなく、また、紙面による意見募集も、ただそれだけでなく一つひとつの意見に対して、あり方委員会の見解を述べるべきでした。なにより、あり方委員会そのものが私たち保護者と意見交換会を開催し、それまでの検討経過を報告するとともに、直接対話のなかで公立保育園に求められているものを探るべきでした。

当時、武蔵野市保育園父母会連合会（市保連）からあり方委員会と委員会事務局であった担当課に対して、あり方委員会との直接対話を要望したことは議会でも明らかになつてゐるところです。そして、その要望の実現をあり方委員会が先延ばしし、再度要望した際には、委員会終了を事由に実現しなかつたことも、また、改革計画大綱の策定後に対話の調整をすればどうかという提案が

担当課より為されたことも議会では明らかにされています。結果として、ただの一度も直接対話は実現しませんでした。

委員会として、団体との意見交換を行わないという主旨ならば、各保育園に出向き、保護者と直接対話を図ることが出来たはずです。それすら行わなかつたあり方委員会の最終報告に、保護者の意見が反映されているとは言えません。

あり方委員会、そして評価委員その双方の委員会の発言のなかに「保護者は」という文言が盛んに出てきます。「保護者は」と断定的に、しかも総意であるかのごとく発言されるのであれば、あり方委員会と評価委員会は各園を廻り、保護者から直接意見聴取するべきでした。

■保護者への説明の不足

改革計画策定前後（平成 16 年 1～3 月）、担当課が公立保育園保護者を対象として説明会を行っていますが、平成 13 年度の保育園サービス現況調査結果を事由にしながら、満足度の差の解明も不満足度の因子解明も無く、しかも、あり方委員会における保護者代表という誤報。そして、対話不足というなかで、私たち保護者は「何故、満足度の向上のためにコストカットなのか」「何故、満足度の向上のために正規職員が減らされるのか」まるで理解できていなかったのが実情です。

しかも、改革計画には民間認可保育所への事業実施が求められていながら、民間認可保育所保護者には担当課からの説明が一切ありませんでした。平成 16 年 2 月には 2 つの民間認可保育所保護者から担当課に対して口頭で説明会実施の要望が行われていますが、その要望は拒否され担当課による説明会は行われていません。

平成 19 年度より民間認可保育所に対する市からの補助金（市加算）が削減される方向性が示されていますが、改革計画策定当時、公立保育園と同様に市加算による正規職員が減らされる方向であろうことが民間認可保育所保護者からは不安視されており、何故、担当課による説明会が無かったのか、今もって理解できません。

また、改革計画初年度である平成 16 年度こそ各公立保育園で説明会が開催されていますが、平成 17 年度からは各公立保育園における説明会の形態から、実施回数までかなりの差があります。このような計画実施に際しては、経過報告は計画そのものに当然のこととして含まれるものであり、また、保育園保護者は年度ごとに入れ替わるものであることから、なお一層の丁寧な説明が求められていた筈です。計画そのものにも情報公開の実施が盛り込まれているのにも関わらず、この様な実態となっていることも問題だと考えます。

II. 改革計画について

□意見

- ① 公立保育園運営の効率化と保育の質を両立とあるのにも関わらず、「改革計画の視点はコスト削減である」と、片側だけを取り上げず、保育の質の向上に向けた具体策を提示するべきでした。
- ② 武藏野市の考える保育の質に関して、その定義と基準をまず検証し示すべきでした。
- ③ 改革計画の一つひとつの項目に関して、「子どもの成長に必要なもの」「今、子どもたちに必要な働きかけ」という裏づけとその説明が必要でした。
- ④ 保育の質に関して、武藏野市自身の定義と基準を明らかにするよう求めた保護者への意見に真摯に回答するべきでした。

■改革計画「3本の柱」への疑問

評価委員会も改革計画の3本の柱として掲げた ①公立保育園運営費のコストカット ②新規事業の展開 ③保育の質の向上 これらが改革計画において一体的に具現化されるのか。あり方委員会の設置以来、推移を見守ってきた私たち保護者には甚だ疑問でした。

改革計画のなかには、以下の文言が示されています。

保育の質の確保・向上を目指しつつ効率的な公立保育園経営を行う
【保育園運営の効率化と保育の質を両立】

平成17年9月6日に行われた「第2回評価委員会と市民の集い」において『評価委員会の改革の視点とは何か』という保護者からの質問に対し、評価委員会からは『コスト削減である。同じコストなら質を上げ、同じ質ならコストを下げることである。』という回答が示されました。

【保育園運営の効率化と保育の質を両立】とあるのにも関わらず、評価委員会における改革の視点は「コスト削減である」と片側だけを取り上げています。同じコストなら質を上げ、という発言もありますが「改革の視点はコスト削減である」ということは、「同じ質ならコストを削減」ということに重点を置かれていたと考えられます。

「効率化」にこだわり「同じコストなら質を上げ、同じ質ならコストを下げる」という考え方を持つこと自体に意義を唱えるつもりはありません。

しかし、では「保育の質の向上を目指しつつ」という文言に、一体どれほどの意志が籠められていたのでしょうか。

「保育の質の確保・向上を目指しつつ」とありますから、「確保＝維持」「目指しつつ＝あくまで目標」と意識したという事かもしれません。

しかし、改革計画の執行責任者である当時の武藏野市市長から委嘱を受けた評価委員会において、このような改革の視点が存在するということは「向上を目指しつつ」という文言が、実は空文ということだった。ということが容易に推察できるのです。

改革計画には以下のとおり記されています。

(改革計画 2 頁)

- ◆保育の質を維持しつつ、向上を目指しながら、体制の見直しを行う。

(改革計画 6 頁 5 改革の目標)

- ◆①保育園職員全員のチームワークで保育の質向上に努めます。

先述のことを踏まえると、この文章は、『体制見直しによる正規職員の削減によってコスト削減を行い、同時に新規事業を行う。職員の努力のみによって新規事業の展開も保育の質の維持も支えられ、結果、質の向上がはかられた。と言い換える。』ということではないでしょうか。もしくは、改革計画の 3 本の柱と位置づけられた ①公立保育園運営費のコストカット ②新規事業の展開 ③保育の質の向上 は、コストカットと新規事業の展開のみが規定目標であり、保育の質の向上はあくまでも努力目標だった。と考えられます。

■コスト削減という視点の先行～保育の質の位置づけの弱さ～

そもそも、子どもの成長を保障する保育所においては、保育の質の維持・担保そして向上は最低・必須の条件であるとともに、ほかの要素に取って代わされることの無い第一義であることは言うまでもありません。この改革計画に対する疑問のもう一つは、保育の質の位置づけが非常に弱いということです。

改革計画を策定しなくとも、保育の質の維持・担保そして向上は行われるべきです。それは職員の努力によって支えられることは、実は間違いではありません。しかし、それが全てでは無いのです。

一人ひとりの子どもと接しているのは職員です。その職員と保護者とが「今この子に必要な働きかけは何なのか」それを共に考え、実践することによって、

保育の質の維持・担保、そして向上がはかられるのです。保育所はそのためのコミュニティであり、子どもにとって生活の場そのものです。その保育所を単なる設置物としてのみ認識し、コスト削減に傾倒した改革計画では、子どもの成長は保障できません。

コストカットも新規事業の展開も、そして改革計画一つひとつの項目も全て「今この子に必要な働きかけ」の一環として成立しない限り、【保育の質を維持しつつ、向上を目指しながら、体制の見直しを行う。】ことなど有り得ないのです。改革計画開始以前に、私たち保護者が、そのことに関する具体的な説明を受けたことは一度もありません。

仮に、「改革計画を策定しない限り保育の質の維持・担保、向上がはかられなかつた」「職員の努力によって保育の質の向上に努める」とするのであれば、そのことの説明が必要であるはずです。平成13年度の満足度調査の結果を基に議論を組み立ててきた経過の中で、職員に何が足らなかったのかを検証るべきでした。

そういう検証が無いまま、改革計画を実施したことは、明らかな間違いでしたし、そのため、私たち保護者に対して武藏野市自らの保育の質の定義を明らかにすることなく、コスト削減という視点が改革で先行したと考えられます。

■保育の質の定義を示さずに「向上」を計れるのか

先ほど来、保育の質の定義が示されなかつたことを述べていますが、このことを私たち保護者は非常に問題視してきました。

その理由は、一つ目が、改革計画を策定・実施する立場である武藏野市に明確な定義がなければ、誰がどの様にして保育の質の維持・担保、向上をさせるのかが不明確となること。

二つ目は、定義がなければ「保育の質が維持できているのか、向上したのか、はたまた下がったのか」評価委員会が評価できること。

三つ目が、そもそも保育の質というものが一体何を指すのかが明らかでないと、計画そのものの方向性と意義が失われる。ということです。

武藏野市がこのような計画を実施し保育の質の向上を目指す以上、計画の策定期階で自らの「保育の質」の定義を示し、今現在の到達点を明らかにし、目標とする到達点を設定するのは当然の作業にもかかわらず、充分行われていません。

改革計画には次ページのとおり、保育の質の向上を目指すための項目があります。

改革計画 3 頁

- ◆保育園サービス第三者評価の実施
- ◆苦情解決のしくみづくり
- ◆保育園における食の品質基準の作成
- ◆市独自の保育関係ガイドラインの作成
- ◆保育園運営に関する情報公開の推進

- ・第三者評価の実施によって、何が向上するのか。
- ・苦情解決のしくみづくりによって、何が向上するのか。
- ・保育園における食の品質基準の作成によって、何が向上するのか。
- ・市独自の保育関係ガイドラインの作成によって、何が向上するのか。
- ・保育園運営に関する情報公開の推進によって、何が向上するのか。

項目を立てては見たものの、武藏野市の考える「今までの保育園の問題点、目指すべき方向、それに向けての改善策、改善策による効果」。その一つひとつ説明が何もありません。前述のとおり、保育所は子どもの成長を保障するためのものですから、一つひとつの項目に沿って、子どもの成長に必要な理由が明らかにされなければなりません。

改革計画の策定に際し、武藏野市として「保育の質」に関して明確な定義・基準を検証せず明らかにしなかったため、保育の質の向上を謳ってみたものの何を向上させれば良いのかが明確にはなっていないということです。

それにも関わらず、改革計画には実施時期だけが明確に示されています。そして、評価委員会の職務は改革計画の項目に沿って進捗状況を計ることです。つまり、「保育の質が向上したか、していないのか」「どの様に子どもの成長を保障したのか」という中身の検証ではなく「項目が設定時期に沿って執行されたかどうか」ということだけと当時の武藏野市は重要視していた。ということです。

III. 保育の質

保育所における「保育の質の向上」とは不斷の努力によって絶え間なく繰り返されるものです。それを、あえて今回の改革計画のような事業計画として行なう場合、策定者である武蔵野市自らによる「保育の質」の定義づけ無くして計画策定は成り立たず、評価委員会の設置意義も見出せません。それにも関わらず、前述のように「保育の質」の定義づけが、計画実行当初に至っても尚、為されなかつたまま計画が進行したのは明らかな議論不足だと考えます。

では、そもそも「保育の質」とはなにか。平成 18 年 5 月に行なわれた、武蔵野市保育園父母会連合会（市保連）役員と武蔵野市担当部課との懇談の中で『保育の質の定義づけは難しいが、「子どもの健やかな成長」を支える様々な環境のことと考え、「子どもの健やかな成長」を考えることが重要だと思っている。』『それは共通の思いではないか』との考えをいただきました。改革計画策定当初には聞くことの出来なかつた考え方であり、非常に重要な要素であると私たちも考えています。この重要な要素から更に一步踏み込んで、「保育の質」に関して意見をお伝えします。

■評価委員会の示した保育の質

「保育の質」に関するの言及は、評価委員会による「第 1 回評価委員会と市民の集い（平成 16 年 10 月 28 日）」の報告上でようやく触れられます。評価委員会は「保育の質は、その中心に保育者の意識があると考えます。」「保育者のあり方（子どもへの働きかけなど）、保育目標及び内容（カリキュラムなど）、保育方法及び形態（個別的対応など）、保育体制（保育料・労働条件等）などの総合体である。」としていますが、それは保育の質の一要素にすぎません。

保育の質の向上に、保育者の意識は欠かせない要素ではありますが、それが全てではないと私たちは考えます。

■保育園職員の意識と「子どもへの働きかけ」

「保育の質」の一要素である『保育者の意識』を具現化したものが「子どもへの働きかけ」です。その「向上」は、保育者自身の職制上の待遇向上や達成感のためではなく、あくまでも『子どものより豊かな成長』のためのものですし、そうでなければなりません。これは保育園職員全てにいえることです。

保育園職員の「子どもへの働きかけ」には、実践が伴わなければなりません。それは子ども一人ひとりとの関わりあいです。

国連「児童の権利に関する条約」には、子どもは一人ひとり人格があり、個

性があり、尊重されるべきものであることが示されています。保育園職員の「子どもへの働きかけ」は、一人ひとりの子どもに向けて発揮されるべきものであり、決して「園単位」や「クラス単位」、何より「事業計画単位」で発揮されるものでも向上されるものではありません。子ども一人ひとりの人格・個性に向き合って初めて「働きかけ」に柔軟性が生まれ、その蓄積が「経験」と言われるものです。

「子どもへの働きかけ」とは「向上」するのではなく「蓄積」するものなのです。

「子どもへの働きかけ」に柔軟性が生まれるのは必然であり、蓄積された経験がまた、一人ひとりの子どもに還元されていきます。このような形での保育園職員と子ども一人ひとりの関わりあい、繰り返しが保育園における子ども一人ひとりの生活の根幹であり、『子どものより豊かな成長』を保障するものです。そして保育園職員の「子どもへの働きかけ」は保護者に確実に伝えられなければなりません。子どもの成長とは、保育園から家庭までの道のりで途絶えてしまうものではないからです。

※児童に関する権利条約 ⇒日本では「子どもの権利条約」

(1994年4月22日批准 同年5月22日発効)

■各家庭、保護者と保育園職員の関わり合い

子どもは各家庭においても絶え間なく成長します。その成長をより豊かなものにするためには保育園職員の「子どもへの働きかけ」と子どもの生活の様子を保護者が把握し、その働きかけを継続することが必要です。

これは、各家庭から保育園職員に対しても同様のことが言えます。各家庭においても、子どもは一人ひとり人格があり、個性があり、尊重されるべきものですし、保護者から子どもへの働きかけ・各家庭での子ども一人ひとりの成長は、保育園職員にも伝えられなければなりません。

保育園職員と保護者の関わりあいによって『子どものより豊かな成長』は保障され、保育園から各家庭、もしくは各家庭から保育園までの道のりで途切れること無く、連綿と続くのです。

『保育園職員の働きかけ』は保護者に伝えられ『保護者の働きかけ』もまた保育園職員に伝えられなければなりません。これは「各家庭と学校・教師」「各家庭と社会」にも置き換えることができるはずです。

■保育の質

『子どものより豊かな成長』が連綿と続くこと、保護者と保育園職員が一緒になってそれを保証しなければならないことを考えたとき、保育の質とは、ただ単純に「保育者の意識」が中心あるものではないことが判ります。

『保育の質』とは、子どもの成長を中心に据えた保育園職員・保護者からの子どもへの働きかけと、その働きかけを共有すること。つまり『子どもの成長と、それを皆で保障すること』であり、保育の質の向上のためには保育園職員と保護者の関わり合いの繰り返しが必要不可欠なのです。

子どもは一人ひとり人格があり、個性があり、尊重されるべきものです。ですから『より豊かな成長の現れかた』は一人ひとり違います。『保育の質の向上』とは『子どもの成長』という唯一無二の原則をもとに、子どもの数だけ存在するものだということなのです。

■子どもの発達と成長

子どもの「健全な発達」・「年齢に応じた発達」・「健やかな成長」・「豊かな成長」そして「より、健やかな…」「より、豊かな…」を「保障する」という表現を、誰しもが往々にして使いますが、果たして「発達」や「成長」が「保育の質」を測る材料なのでしょうか。

「発達」「成長」は、一定の尺度とその達成状況の判定を基とします。その尺度と達成状況の判定というなかで「達成していない子ども」とは一体どのような状況なのでしょう。ある一定の尺度に到達していない子どもとは「出来ない子ども」なのでしょうか。

子どもは生まれ出でてより自らの力で成長する。という原則に立ち返ったとき、私たちが保障しなければならないものは、子どもが日々成長しようとする過程での「変化」であるということが見えてきます。自分を取り巻く人々の行動・言動を真似しようとする姿は「同じことをしてみたい」という「意志の変化」に他なりません。それは友達との関わりのなかでより一層際立ちます。子ども同士の結びつき・つながりによって、子ども自身が変わっていき、そして、その「変化」によって引き起こされた「結果」を私たちは「成長」と捉えているに過ぎません。

くどいようですが「成長」とは、決して「できる・できない」という判定結果ではありません。成長の仕方は一人ひとり違うからです。そして、成長の仕方は棒グラフによる達成値で表現されるものでも、円グラフによる標準平均値枠で表現されるものでもありません。少なくとも三次元の、しかも、正も負もない世界の、ありとあらゆる方向に伸びていくものです。だからこそ、幅と奥

行きと深さを持った人間性が形成されるのです。

「自ら成長し続ける子どもたちの変化を受けとめる」ことが保育の質であり、「変化を受けとめ続ける」ことこそが「保育の質の向上」です。なぜならば、自ら成長し続ける子どもは変化し続けるからです。

やはり、子どもの数だけ「保育の質」があり、子どもの数だけ「保育の質の向上」が求められるのです。

私たちが考えなければならないことはもう一つあります。子ども自身が自ら成長し変化し続けるという事は、その「積み重ね」によって人間性が形成されるということです。

例えば、ある子どもが生まれてから、その廻りの誰一人として話しかけることなく過ごしたとき、その子どもは「話せない」のではなく「話さない」ということを「積み重ね」、「話さない」という成長をします。

しかし、私たちはその子どもが「話すことが出来るよう」に何かを教育したり仕向けたりする必要はありません。そういう環境をあえて設え、子どもに圧しつけることは成長ではありません。

私たちがその子どもに「話しかけ」を「積み重ね」れば、その子どもは話すようになりますし、私たちが廻りの人とコミュニケーションを取るために言葉や仕草を用いれば、その子どももコミュニケーションを取るために自ら言葉や仕草を用いるようになるのです。言葉や仕草を用いたことが成長なのではなく、自らコミュニケーションを取ろうとする「変化」と、そのために様々な言葉や仕草を用いようとする「積み重ね」が成長なのです。

ほんの一例を挙げましたが、「保育の質」とは「子どもの成長と、それを皆で保障すること」であり、「子どもの成長」とは「「変化」と「積み重ね」であるということです。 けして「できたか、どうか。到達しているか、していいなか」ではないのです。

■改革計画を鑑みて

子どもの「変化」と「積み重ね」を考えたときに、果たして正規職員を削減し、嘱託職員やアルバイト職員等を補充した今回の改革計画が果たして保育の質の向上を目指していたのか。やはり甚だ疑問なのです。

「正規職員を減らしても、嘱託・アルバイト等を補充しているので、頭数は減っていない。むしろ増えている。」ということなのでしょうが、嘱託職員もアルバイト職員も、1週間の就業時間に制限があり、子どもの「変化」と「積

み重ね」に対応しきれないのです。

例えば、調理職員に関して言えば、改革計画前まで正規調理員が各園3名（東保育園は2名）いたところ、正規1名・栄養士1名・嘱託1名となっています。調理にかかる職員の人数は変化無く見えますが、嘱託職員は週の労働時間に制限があり、各園に2人の嘱託調理職員が配置され、一週間を「○曜日から○曜日はA嘱託職員、○曜日から○曜日はB嘱託職員」と2分して勤務しているのが実情ではないでしょうか。

特に、離乳食に関して言えば、調理職員は日々の子どもの体調を捉え、同じメニューでも「少しでも子どもの喉をとおり易いように」配慮しています。それを、一週間のうち2人の嘱託調理職員が入れ替わっているようでは、子どもの体調の変化に対応できず、きめ細かい配慮に欠けていってしまうのではないでしょうか。

このような問題は、引継ぎを強化すれば解消されるものでは無いと考えます。正規職員が1名しかいない現状で、引継ぎに時間を掛ければ、調理そのものが疎かになってしまわないでしょうか。

それまで栄養士が2園に1名だったところ、各園1名になったことは評価できますが、では栄養士と調理師はひとくくりに出来る職種なのでしょうか。仮にそうだとすれば、改革前までは調理に関わる正規職員が4園には4名（調理3・栄養士1）4園には3名（調理3）1園には3名（調理2・栄養士1）合計31名の正規職員がいたところ、改革後は合計21名。嘱託職員を含めても1日の実数では30名しかいないこととなります。

保育士に関しても同様のことが言えます。

改革計画によって大規模園（境・境南・吉祥寺）の0歳児付きの正規保育士が1名ずつ、2階建て保育士という名目の保育を充実させるための正規保育士が各園1名ずつ削減され、アルバイト職員が配置されました。先述のとおり、嘱託職員やアルバイト職員は一週間の就業時間に制限があり、日中で全ての時間を費やしてしまえば職員会議に出られなくなる可能性があります。職員会議に参加するためには超過勤務手当を付けることになりますが、これにも制限がありますし、嘱託職員やアルバイト職員の人数を増やし、一週間の中でローテーションを行わざるを得ない事態もあり得ます。それでは日々の子どもの「変化」と「積み重ね」に対応できないのです。そして職員会議は、一人ひとりの子どもの「変化」と「積み重ね」を保育職員全員が把握し、明日からの保育に繋げる重要な場であるはずです。

仮に、会議の多くを日中、午睡時などに割振り、嘱託職員やアルバイト職員

と正規職員が子どもの「変化」と「積み重ね」を共有するとした場合、では午睡後の保育の準備は、いつ、誰が行うのでしょうか。子どもは体調などによって午睡をしないことがあり、その場合、保育職員が当然その子どもに目配りと心配りを行います。日々そのような中で、保育職員は午睡後の保育の準備を行っているのです。そこに保育会議を詰め込むことは、結果として保育がなおざりになってしまいます。

子どもの成長はその「変化」と「積み重ね」によって起こります。「保育職員」の過度の入れ替わりは、その「変化」と「積み重ね」を受けとめる素地を職員から奪ってしまうことに他ならないのです。

繰り返しになりますが「自ら成長し続ける子どもたちの変化と積み重ねを受けとめる」ことが保育の質であり、「変化と積み重ねを受けとめ続ける」ことこそが「保育の質の向上」なのだということを武藏野市は認識するべきです。

IV. 提言－1 公立保育園のみならず

■保育園は大人も共に育ちあう場所

保育園は子どもを預かるだけ・預けるだけの託児的機能をはたす場所ではなく、子どもの生活をより豊かにするために保護者と運営責任者（設置者）及び職員がともに子育てを行う場所であると同時に、子育てを通して大人（保護者と職員）も共に育ち合う関係をつくりあげができる場所でもあります。

保育内容と保育のねらいを、お便りや連絡帳などを通して保護者への周知を図ることはもちろんですが、クラス懇談会（保護者会）のみならず、全体保護者会を必要に応じて開催し、「今、一人ひとりの子どもに、子どもたちに、どの様な働きかけが必要なのか。保育園ではどの様な働きかけを行っていくのか。保護者はどの様な働きかけを行ったら良いのか」一緒に考える機会を持つべきです。

これらの懇談会は、保護者・職員・園長それぞれの呼びかけにより、柔軟に開催できるようにするべきです。

また、保育のねらいに応じて保護者の参加ができる内容を保育計画に織り込み、保護者も共に子育てに関わることができるように配慮するべきです。

■保育園の経営について～市の行なうべきこと～

まず、認可保育所に関する「経営」というものは、児童福祉法に依ってそもそも国が責任を負う事業であることから、それが如何に財政的に都道府県と各市町村に振り分けられようとも、その経営責任は国が負うものです。したがって、武藏野市は公私にかかわらず、その経営に目を配り必要な財政補助を行いつつ、国に対して財政保障を求めるべきです。

■保育園の運営について～保護者の積極的な関わりを大切に～

しかしながら、保育所の「運営」というものは「自ら成長しようとする子ども一人ひとりの変化を、如何に保障するか」というものです。

「保育園は子どもが育つ場」であり、保護者と運営責任者（設置者）と職員の協議の場を設け、保護者も共同で創り上げるという意識を三者が共通して持つことが必要です。その場において、運営責任者（設置者）と職員は、保育園の運営に関する問題点を解消するために積極的に保護者に意見を求めるべきです。

保護者が自ら意見を述べる機会を作り、その意見を保護者と職員が共に議論することによって、保護者もまた、子どもの変化に積極的に関わるようになっていきます。

運営責任者（設置者）や職員による「経営責任」と「運営責任」の過度の履き違えと、そこから派生する問題の隠匿また情報の未提示は、保護者自身の「子どもが育つ場」への関与を妨げることとなり、かえって家庭と保育園における子どもの変化と積み重ねを寸断することとなってしまいます。

■不満・要望への対応の仕方

保護者や地域の住民から保育園の運営等に関し様々な苦情や要望、意見が寄せられることは当然考えられます。運営責任者（設置者）や職員の対応が適切でなければ、地域に支えられ、保護者とともに子育てをするという保育所の主旨がうまく反映されないことも考えられます。

運営責任者（設置者）や職員、そして武藏野市が保育園設置の主旨に則り、地域や保護者の協力が得られるよう苦情・要望の解決にあたることが必要です。

1. 不満・要望の範囲

不満・要望の範囲は、クレーム、問題の解決を求めるだけでなく、感情的な不平不満、考え方のズレ、コミュニケーションの不足による行き違い、保育園に関する提案、連絡帳による示唆など様々なものを含んでいます。

2. 不満・要望を聞き取る姿勢

保育園は成長・変化する子どもを対象とする事業なので、柔軟な対応が求められます。また、多様な子育て観を持つ保護者がともに子育てを行うので、行き違いが生じることは当然のことです。保護者だけでなく職員もまた、さまざまな意見を受けとめ、話し合いをすることによって、よりよい保育園の運営が出来るという認識が必要です。

3. 不満・要望に対応する体制

不満・要望に対応するため、次のような体制を整えることが必要です。

- ①保護者が不満・要望を訴えるための方法をあらかじめ入所案内などに明示するとともに、入園説明会やクラス懇談会で、運営責任者をはじめ職員が繰り返し伝える必要があります。
- ②不満・要望の内容をよく聞き取り、解決にむけての充分な話し合いを、声を寄せてくれた人が望むだけ持つことが必要です。
- ③場合によっては、保護者代表、運営責任者（設置者）、職員、武藏野市の担当課を含めて対応を協議することが必要です。
- ④不満・要望に関しては、個人情報に配慮しつつできるかぎり保護者全員に周知するように透明性を確保することが必要です。同じような不満・要

望を持っている人もいます。また、不満・要望を心に仕舞い込み言い出せない人もいます。周知することによって、それらが解決する可能性があるとともに、運営責任者をはじめ職員に対して、話しかけ易くなるのです。

4. 不満・要望への対応から生まれる効果

不満・要望を話し合うことで、以下のような効果を生み出せるようになりますと保護者にも周知し、不安と不満を仕舞い込まず、要望を提言してもらえるようにします。

- ①不満について話し合い、解消するための意見を出し合うことは、子どもの成長する環境の向上につながります。
- ②新しいアイデアを生みだし、保育園を活性化します。
- ③保護者とともに保育園をつくりあげていくという実感をお互いが確認できます。
- ④問題の解決を目指すことにより、子どもだけでなく、保護者も職員も成長することが出来ます。

V. 提言－2 公立保育園改革計画にむけて

(3 公立保育園経営改革③保育の質の向上への提言)

◆保育園サービス第三者評価の実施

全園で保育サービス第三者評価を受け、事業内容の点検を行う(平成15年度に2園先行実施)。また、市独自の評価項目や評価の手法についての検討も行う。

第三者評価を受けた後、その結果に関して保護者と懇談を持てば尚良いでしょう。アンケートの数字だけでは、保護者の満足や不満は判らないものです。

保護者との懇談は、第三者評価に現れにくい項目が明らかとなり、市独自の評価項目や評価手法の検討を行う際に材料となるはずです。

◆苦情解決のしくみづくり

保育園における苦情対応窓口は全職員であり、責任者は園長であるが、その体制によって解決が困難である場合等に、多様な苦情解決窓口として第三者による窓口を整備する。

第三者による聞き取りは、一見冷静な判断を期待できますが、第三者であるが故に、その判断は当事者双方にとって、納得のいくものとは成らないものです。園長による対応で解決が困難な際は、保護者代表と武藏野市担当課とともに考える場を設けると良いでしょう。

◆保育園における食の品質基準の作成

衛生管理、食材、献立、調理方法、保育との関係や食に関する啓発など、保育園における食の品質を保障するための基準を作成する。

このような基本的な基準を作成する必要性を保護者に伝え、作成された基準を保護者にも公開し、理解を求めるとともに各家庭で参考としてももらえるようにすると良いでしょう。

◆市独自の保育関係ガイドラインの作成

市独自の保育に関するガイドラインを作成する。

再三にわたって述べましたとおり、「保育」とは保育職員のみによって形成されるものではありません。ガイドライン作成後、それを以って由とせず、保護者に公開し、直接対話による意見聴取と、作成までの保育職員の考えを伝

えると良いでしょう。

◆保育園運営に関する情報公開の推進

第三者評価の結果など保育園の運営に関する情報公開を質的に向上させるとともに、保育園と保育園利用児童保護者とともに園づくりを行う仕組みの検討を行う。

質的な向上を目指すことは確かに重要ですが、それとともに情報公開の量的向上も必要です。最低でも保護者や地域の方から受けた不満・要望とそれにに対する回答・対処の情報公開とすることと、第一に「応えられない」「受け入れられない」から始まる姿勢を正すと良いでしょう。

保護者とともに園作り。に関しては、まず「保育園とは子どもにとって大人（保護者・職員）にとってどの様な場所なのか」ということを保護者と職員で考え共通の認識とすることから始め、保護者の保育参加や、保護者と保育園との共催行事などを検討すると良いでしょう。

VI. 最後に

「保育の質」とは「子どもの成長と、それを皆で保障すること」であり、「子どもの成長」とは「変化」と「積み重ね」です。けして「できたか、どうか。到達しているか、していないか」ではありません。そして、「保育の質」は子どもの数だけ存在します。

すなわち、ただ何かに衝かれたように遙か彼方を見上げ、「保育の質の向上を目指す」のではなく、常に子どもの目線で「一人ひとりの子どもにあった最善の保育を探し続ける」という認識こそが必要なのです。

「今日の僕は昨日の僕とは違う。明日の僕は今日の僕とは違う。」そんな子どもたちの変化と積み重ねを受けとめるためには、上を見上げるのではなく、子どもの目線でいることが必要なのです。

■武藏野市へ

先に述べましたとおり、保育所における「保育の質の向上」とは不斷の努力によって絶え間なく繰り返されるものです。今回、その不断の努力を事業計画として策定したこと自体に異議を述べるつもりはありません。ただただ、その策定経過において、これまで申し述べてきた意見の実施と、そして根本である保育の質の検証が必要であったと考えているのです。

「公立の保育所はその性格上、横並び、均一化の傾向が否めない」という意見を往々にして聞きますが、「保育の質」が子どもの数だけあるという原点を見つめれば「横並び、均一化」など有り得ないです。それは、そもそも保育所というものを見誤った意見なのです。「保育所の特色」に子どもをはめこむことは保育ではありません。子どもの「変化」と「積み重ね」に合わせて「保育所」も絶えず変化しつづけていくのです。

■保育園職員の皆さんへ

私たち保護者はわがままで理不尽で、貪欲です。命より大事な子どもを預けている以上、職員の皆さんのがどれだけ丁寧な保育をしてくださっても不安と不満は出てきます。ですが、どうか『報われない』とは思わないでいただきたいのです。わがままで理不尽で貪欲だからこそ、子どもの変化に気づいたとき、子どもの変化を発見したときに大きな喜びとなり保育園となにより職員の皆さんへの感謝となるのです。

私たちが保育園に願っているのは、改革計画策定当時の武藏野市が再三言つていたような、行政改革のうねりの中での公立保育園存続の危機感を持っても

らうことではありません。誰しもが持つ、子育ての不安。子育てしにくい職場の環境への苛立ち。そんなありふれた思いを共有する『子育ての一体感』を持ってほしいのです。分かち合って欲しいのです。

どうか、ただ保護者の要望を聞くのではなく、要望の裏にある思い。不安を受けとめてください。

子どもの生活をより豊かにすることが出来るのも、ともに子育てを行うことができるのも、子育てを通して大人も共に育ち合う関係をつくりあげができるのも、私たち保護者と保育園職員の皆さんだけなのです。保護者と保育園職員の意識が保育園を育てていけるのです。

平成 20 年 2 月 20 日

武藏野市役所企画政策室企画調整課気付
武藏野市第四期長期計画調整計画策定委員会御中

武藏野市第四期長期計画調整計画原案（平成 20 年度～24 年度）への意見提出

今般の調整計画原案の策定につきましては、委員会各位の皆様のご尽力ご努力に敬意を表させていただきたいと思いますとともに、お礼申し上げます。

さて、小学 3 年生の子どもを学童に通わせていた市民として、計画原案に関し、2 点ばかり申し上げたいことがあります。意見を提出させていただきます。既に自分の子供とは直接の関係はなくなってしまいつつありますが、後に続く子どもたちのために、よろしくご査証・ご検討方お願い申し上げます。

1. 原案 P62 右段の「学童クラブの学校内あるいは隣接地への移転を鋭意推進する。」の記載について。

現行長期計画よりも、移転についてより推進する方向性を明記していただいている点、お礼申し上げます。移転の必要性については、①学校＝学童間の移動時の安全確保、②児童の健全な成長の為の運動スペースの確保、③狭隘な居住空間からの開放によるストレスの軽減、④学校・担任との連携の向上の為の環境整備等の為にもぜひ必要と考えられます。

特に、昨今の時代環境の変化により、近隣地との関係や空き地の有無、公園までの引率の人手の問題等から、児童が安全に活動できる空間が校庭等以外ではほとんどなくなってしまっており、上記②、③の必要性は増すばかりになっております。

「市民会議提言書」でも移転の早急に進める必要性が述べられておりましたが、移転の「鋭意」推進については、是非、原案の記述を維持、あるいは、特に保護者の要望が明確な学童クラブについては、移転実施目標期限を明記するなどして、実現を明確化していただきたく、お願い申し上げます。

2. 原案 P62 左段の「地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨を踏まえ、連携を深める。統合については今後も研究を進めていく。」との記述について。

「市民会議提言書」で、「学童保育と地域子ども館は全く異なる。それぞれの趣旨を保ちながら連携を高める。」との提言がなされていることから、すでに十分なご議論がなされているとは思いますが、学童保育と地域子ども館の統合の可能性について調整計画で依然として言及されることには、非常に違和感を覚えざるを得ません。

そもそも、「生活の場、帰っていく場所」としての学童クラブと「家から遊びに行く場」としての地域子ども館が「別事業」であることは必然的で、学童クラブから地域子ども館に子どもが遊びに行くことは当然のこととしても、両事業を統合することは目的が相容れないことから考えられないことと思われます。

慎重な報道を行う NHK や産経新聞などのマスコミにおいても、平成 19 年 10 月 17 日放送の NHK クローズアップ現代や、平成 20 年 1 月 28~31 日の産経新聞で学童保育が取り上げられ、その中で川崎市での両事業の統合事例と言える「わくわくプラザ」が否定的に紹介されております。<http://www.sankei.co.jp/yuyulife/sonota/200801/snt080129001.htm>
(1 月 29 日付産経新聞)

両報道にもあるように、両事業の統合については看過できない問題が多く、統合は避けるべきである、との評価が世の中的にはすでに固まっていると言っても過言ではないものと思われます。

過去の検討はともかく、すでに評価が固まっているものについては、時代の変化を踏まえ調整すべき調整計画において、盛り込むことが機動的な行政運営として必要と考えます。原案 P54 左段に言及されている第 3 次子どもプランを策定する際の前提としても、別事業としての認識は明確化が望ましいと思われるところ、統合に関する記述は削除するのが適切と思われますところ、ご検討をお願い申し上げます。

以上

平成 20 年 2 月 20 日

武藏野市第 4 期長期計画調整計画
策定委員会の皆様

調整計画原案に対する意見書

この度の調整計画原案策定にご尽力いただき大変感謝しております。調整計画策定まであと僅かとなりましたが今後ともご尽力のほどよろしくお願ひ致します。

さて、昨年 9 月の討議要綱への意見募集に際し意見書を提出させていただきましたが、今回の原案に関しましても意見書を提出させていただきますので、ご査収のほどよろしくお願ひ致します。

さて、原案本文には以下の記述があります。

P52 1. 子育て支援施策の総合的推進（2）保育サービスの拡充

近年、大型マンションの建設などに伴う人口流入がみられ、0歳児の人口増も生じている。育児休業制度の普及もあって、育児休業終了後の 1 歳からの入所希望が増えている。待機児解消のため、認可保育所の新設の検討をするとともに、認可保育所の年齢別の定員見直しや弾力化を進める。

待機児童解消のため認可保育所の新設の検討とありますが、これは討議要綱では見られなかった記述であり歓迎いたしますとともに、引き続きの掲載をお願い致します。

しかしながら、「認可保育所の年齢別定員見直しや弾力化」に関しては、保育現場の実情をご理解いただいている内容となっており、削除又は以下の通りの修正を求めるものです。

【修正案】

近年、大型マンションの建設などに伴う人口流入がみられ、0歳児の人口増も生じている。育児休業制度の普及もあって、育児休業終了後の 1 歳からの入所希望が増えている。待機児解消のため、認可保育所の定員弾力化を実施し、年齢別の定員見直しも検討したが根本的な解決とならないため、認可保育所の新設を目指す。

認可保育所における定員の弾力化は数年前から実施されてきたことであるにも関わらず、平成19年度4月1日付けで待機児童数が55名（平成14年1月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「雇児保発第0131001号」に示された新定義。入所申請実数では117名の保

留児童）となっているのが実態です。

定員の弾力化（入園児童延べ月数）					
平成年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
公立	78	86	87	290	229
民間	79	50	73	137	56
合計	157名	136名	160名	427名	285名

平成17年度までの弾力化を許容されているのかもしれません、そもそも弾力化は、原案本文でも触れられている、以下

- P22 子育て家庭についても、現在実施している様々な市の事業や施策を有機的につなぎ、0歳から18歳までの子どもの成長に即した連続性のある支援を行うよう事業の見直しも行いながら整備を進める。
- P50 すべての子どもの育ちと学びを保障する環境を整備し、子どもの視点に立った施策を推進する。

という記述における、「子どもの成長に即した連続性のある支援」を保育職員が出来なくなる恐れがあるばかりか、保育園そのものが、子どもの育ちを保障する環境ではなくなる恐れもあります。

国の基準では、1歳児では保育士1人につき児童6名となっていますが、子育てをした方ならお判りのとおり、まだまだ一人ひとりの生活リズムが違い、午前食・午後食、午睡の入眠等に時間差があることと、子ども同士の関わり合いが生まれ「集団形成」が為されつつあるからこそ「自己主張」と「一人ひとりの要求」を受留めが必要不可欠な時期を考慮した人員配置ではありません。

定員の弾力化の背景には、国の基準まで子どもを入所させて良いといった安易な考えもありますが、そもそも国の基準は海外先進諸国と比較してもレベルが低く、子どもの成長を保障できるものではありません。5歳児の国基準である保育士1人に対して30名の児童という数字は子どもの育ちを支援できる状況なのでしょうか。

こういった問題を解消するために、都道府県や自治体が独自の人員加配と補助金を出してきており、それを無視しての定員の弾力化は、子どもの育ちを保証することに逆行することとなります。

原案本文中において、学校教育の充実の項目では以下の様に触れられており、少人数教育を薦め、市独自の教員加配を研究しようとしています。このことと保育所における

定員の弾力化は矛盾していると考えます。

P58 (3) 確かな学力の向上

高い学習意欲を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよい問題解決の方法を見つける資質や能力が「確かな学力」である。こうした能力を確実に高めるために、少人数指導、チームティーチング、習熟度別指導などを効果的に組み合せた適切な指導を進め、児童・生徒の個性や学力に応じた柔軟な指導を充実していく。あわせて学習支援教室などによる補充的な指導の場や、学習相談の機会を充実する。さらに、市独自の教員加配による少人数教育の方策について研究する。

本文中では『自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよい問題解決の方法を見つける資質や能力が「確かな学力」である』とありますが、この『自ら』『主体的に』ということこそ、まさに「子どもの育ち」であり、それを保障し能力を高めるために『少人数指導』『市独自の教員加配』の研究を目指すとあるはずです。

『0歳から18歳までの子どもの成長に即した連続性のある支援』ということは、当然、保育所においても保障されるべきものであり、『全ての子どもの成長と学びを保障する環境』の必要性において変わりないはずです。

仮に子どもの育ちと保育は別の議論と言うことであれば、その証左を指し示していくだけよう要望いたします。

次に本文中、以下の記述に関して意見を述べます。

P54 (1) 保育施設などの整備

待機児の解消を図るために、保育所整備を進めるとともに、都市特有の保育ニーズに応えるべく設置されている認証保育所を誘致し、保育施設の多様な整備を進める。

この記述は、待機児童数に潜在している子育て支援の必要性に触れられておらず、曖昧な部分が多いため、以下の通りの修正を要望いたします。

【修正案】

待機児の解消を図るために、認可保育所の新設を進める。また、認可保育所入所要件とは別の、都市特有の保育ニーズに応えるべく認証保育所を誘致し、保育施設の多様な整備を進める。その際は施設整備・職員配置において市独自の加配をするとともに、認可保育所利用保護者との保育料の整合性を図る。

子どもの預け先がない保護者にしてみれば、認証保育所であろうとも預け先が確保さ

れることによって就労等が可能になるという一面は否めませんが、東京都独自の「認証制度」は児童福祉法第24条に依る国の「認可制度」と違い、0歳児児童1人あたりの保育室面積では国基準を下回る緩和が許され、また武藏野市公立認可保育園における年齢別保育職員は全て正規職員（産休代替等は除く）ですが、認証基準の場合、年齢別保育職員の正規職員確保率も60%までの緩和が許され、子ども一人ひとりの成長を保障する保育の継続性の確保に難があると考えます。

0歳児の保育室面積で言えば、平成17年度までの認可保育所東京都基準に照らし合わせれば1人当たり 5.0 m^2 ですが、認証基準では同 2.5 m^2 と豊2枚分もありません。これは、認可保育園の場合、0歳児9名 $\times 5.0\text{ m}^2 = 45\text{ m}^2$ のスペースに対し、認証保育所では18名の0歳児を詰めて構わず、ベビーベッドを置けば活動できるスペースは0歳児1人当たり 1 m^2 もありません。

このような保育職員数・施設規模では、子どもの成長に必要な「係わり合い（子どもと子ども、子どもと保育職員）」「運動機能向上のための活動」が満たされることは言うまでもなく、子どもの成長を保障するためには認証制度への市独自の加配が必要であることは言うまでもありません。

また、認証制度の場合、0～5歳までのA型は3歳未満児を定員の半数以上保育することが義務付けられていますが、これは3歳以上児になる場合、退園せざるを得ない状況が予想され安心して就労できるものではありません。

さらに、認可外保育所である認証制度は、保育料の設定に上限を設けているものの（認可保育所徴収基準額と同額）、自由設定であることから、市内認可保育所のような所得税額に基づく保育料減額がなく、保育料の負担は大変大きなものとなっています（武藏野市では、3歳未満児は2万円／月、3歳以上児には6,100円／月の補助）。

認証制度で勘案されるべきもう一点は、それまで長年にわたり認可外保育室を運営してきた個人やNPO法人などと企業を同等に参入させたことです。

東京都は平成13年の認証制度確立から現在に至るまで、保育室制度（東京都が定めた保育室設置基準を満たし、区市町村が保育室利用契約を締結した0歳から2歳までの定員6名から29名の小規模な認可外保育施設。東京都及び区市町村が運営費に対する補助を行っている）から認証B型への移行を推進しています。

また、保育室制度確立時の昭和43年は0歳から就学前児童の保育室への補助事業だったものが、平成9年に0歳から2歳までの補助事業と限定された経過から認証A型を取得した保育室もあります。

A型・B型ともに、保育経験の積み重ねを有する所とそうでないところを一括りにして論じることは間違いであるとともに、株式会社では当然のこととして企業利益を出さねばならず、運営費を全て子どもに係る経費とできないことも認識していただく必要が

あります。

かつて保育は措置といわれ「保育に欠ける子どもの監護」が主でした。

現在、保育は、幼稚園入園前の保護者と子ども、保育所に入れなかつた保護者と子ども、育児ストレスを抱え孤独な子育てをしている保護者とその子どもを含め、まさに様々な子育て支援へと通じ求められており、それが認可保育所への入所申請数に表れていると考えます。

待機児童数はあくまでも4月1日付の、一年で一番少ない数字であり、問題は1月の入所申込み締め切り時点での入所申請数です。

市内認可保育所 各年度4月1日付入所 申請／受入可能数						
年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
申請児童数	432名	459名	477名	425名	499名	534名
受入可能数	293名	313名	282名	266名	279名	289名
保留児予測	139名	146名	195名	159名	220名	245名

このような状況下、待機児童ならびに入所申請児童の振り分けを考えての認証保育所誘致であるのならば、「成長に即した連続性のある支援」「全ての子どもの成長と学びを保障する環境」の確保を第一に考え、あわせて利用世帯への支援を考えるべきです。

次に学童保育クラブについて意見を申し上げます。

本文中、以下の記述があります。

P62 (1) 青少年育成施策の拡充

地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨を踏まえ、連携を深める。統合については今後も研究を進めていく。子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方について検討を行い、青少年育成施策の充実を図る。

学童保育とはご承知の通り 1997 年の児童福祉法改正で法制化された児童福祉です。しかしながら、武蔵野市の学童（保育）クラブは様々な面で立ち遅れていると言わざるを得ません。

従いまして、以下の通りの修正が必要と考えます。

【修正案】

地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨を踏まえ、統合についての研究は終了をめざし、双方の連携を深めていく。また、障がい

の有無にかかわらず、年齢に応じた子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、学童クラブ事業の充実を図り、その一環として学童クラブの土曜開所をめざすとともに、青少年育成施策の充実を図る。

特に、土曜日を閉所してしまったこと。障がい児の受入環境が整っていないこと。私立小学校児童の受入がなされていないこと。この3点は、いずれも市内保育所で集団生活してきた子どもと、その保護者の生活に多大な影響を及ぼしています。

現在、保育所は土曜日の開園を実施しており、土曜日・日曜日に就労している保護者がいることを考えれば、児童福祉として不足こそあれ当然のことです。このような中、保護者が就労等で家にいない子どもの土曜日の受入先として「あそべえ」が挙げられるることはきわめて不自然であり、学童（保育）クラブの土曜開所が必要不可欠です。

また、保育園に通っていた障がい児がクラブ入所の際に拒否される事案が平成13年に起きていることや、養護学校に通うこととなった卒園児が入所出来なかつた事案が平成16年に起きていることなど、子ども同士の係わり合いや、係わり合いによる成長を保障されるべき学童（保育）クラブ事業において不適切な状況となっており、児童福祉事業として早急な改善が必要です。

なお、以下の文章は大変評価できる内容であり、内容の具体化を図るためにも学童（保育）事業の改善が必要であると考えます。

P45 (4) 障がい児への支援

障がい児とその親が地域での生活に困難を感じないように、生活全体を長期にわたって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れる事のないような仕組みが必要である。

さらに、私立小学校に通うこととなった子どもが学童クラブへの入所を希望することも少数とはいえ毎年のように起きています。私立小学校に入学することで保護者が就労を辞めるわけではなく、この間、なんら解決策や改善策がなされてこなかつたこの事案も、今回の調整計画で取り上げるべきだと考えます。

そもそも、地域子ども館「あそべえ」の位置づけは、地域子ども館検討委員会報告書（平成13年12月）において『小学校を子どもたちの地域での活動場所として位置づけ、子どもが来なくなるような環境づくりを進める。遊び場の提供だけでなく、自由にくつろいだり、遊び場や仲間づくり異年齢の子どもたちとのかかわりが深められるよう

にする』とあります。

また、学童（保育）クラブとの関係では『学童クラブは、低学年児童を対象に、放課後に家庭において保護者の適切な監護を受けられない子どもについて安全の確保と健全な育成を目的として実施されている。すべての子どもたちが放課後を過ごす場として、かねてより学校での遊び場開放や図書室開放事業があり、このたびこれに地域子ども館が加わると位置づけられる。基本的に学童クラブ事業とは別個の事業と考える』

とあり、それぞれの設置目的や趣旨を考えれば、統合の研究はもはや必要ありません。
最後に、本文中の以下の記述について意見を述べます。

P61 (7) 市立学校の計画的な整備の推進

小学校 12 校、中学校 6 校の学校施設については、計画的に耐震補強を行うとともに、施設の延命化に配慮して、長期的な計画に基づき、改修・改築を進める。大規模改修・改築に際しては、学校としてふさわしい施設であると同時に、地域コミュニティの場としての役割や、一時避難所としての防災機能、校庭や教室などの学校開放、学童クラブ、地域子ども館（あそべえ）などにも配慮する。学校施設の緑化もあわせて推進する。

現在、武蔵野市内では大規模マンションの建設が進んでおり、公立小中学校の改修・改築はそれらの影響を検証のうえでの作業となることを、当然お含みのうえでの文章と考えます。

特に小学校への児童増加は学童（保育）クラブへの入所希望の増加とも直結する問題です。その際は、現在のクラブ施設への圧し籠めという大規模化としての対応ではなく、第 2 クラブの設置の検討が同時に必要と考えます。

児童増加は、恒久的な現象ではなく一時的な現象である可能性が高いわけですが、学童（保育）クラブは児童福祉であるとの観点を忘れるわけにはいきません。小学校の大規模改修の際には将来的な利用価値を視野に入れた学童クラブ施設の改修を行るべきと考えます。

以上

職員配置・施設諸外国比較

	施設	職員配置
アメリカ	●各州まちまち。	●ニューヨーク州の場合 3ヶ月～16ヶ月 3：1 17ヶ月～27ヶ月 4：1 28ヶ月～42ヶ月 5：1 3歳半～5歳 8：1
ドイツ	●各州まちまち。 ●ベルリン市の場合 児童1人当たり4.5m ² ●保育に必要な施設、設備、屋外遊技場。	●各州まちまち。 ●ベルリン市の場合 3歳未満児 6：1 3歳以上児 10：1
フランス	●国としてはガイドラインを示しているが、各自治体まちまち。	●歩行のできない児童 5：1 ●歩行のできる児童 8：1
イギリス	●1人当たりの面積 2歳未満児 3.7m ² 2歳児 3.8m ² 3・4歳児 2.3m ² ●乳児専用室、調理室、障がい児指導室、屋外遊技場。	●2歳未満児 3：1 ●2歳児 4：1 ●3・4歳児 8：1
スウェーデン	国として定めた設置基準は無いが社会庁のガイドラインはある。 詳細なことについては不明。	●3歳未満児 5：2 ●3～6歳児 5：1
ニュージーランド	●室内 1人当たり2.5m ² (ロッカー等を除いたスペース) ●屋外 1人当たり5m ²	●2歳未満児 5：1 ●2歳以上児 10：1
日本	●2歳未満児 乳児室（1人 1.65m ² 以上）又はほふく室（1人 3.3m ² 以上）、医務室、調理室、便所。 ●2歳以上児 保育室又は遊戲室（1人 1.98m ² 以上）、屋外遊技場（1人 3.3m ² 以上）、調理室、便所、保育用具。	●0歳児 3：1 ●3歳未満児 6：1 ●3歳児 20：1 ●4歳児以上 30：1

1998年9月22日 行政改革推進本部規制緩和委員会 「規制緩和に関する論点公開」 参考資料より

平成 20 年 2 月 20 日

武藏野市第 4 期長期計画調整計画
策定委員会御中

策定委員会の皆様におかれましては原案までの長い道程において多大なるご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。策定作業終了まで、あと僅かではあります、お力を発揮していただきますようお願いいたしますとともに、市民会議から引き続き委員会に参加されている皆様には長期にわたるご尽力に重ねて感謝申し上げます。

さて、調整計画〔原案〕への意見を以下の通りまとめさせていただきました。なにとぞ検証の一端にお加えいただきますようお願い致します。

武藏野市第 4 期長期計画・調整計画〔原案〕への意見書

まず〔原案〕本文中の

◆22 頁（1）「支えられ感」を生み出す地域福祉

子育て家庭についても、現在実施している様々な市の事業や施策を有機的につなぎ、0 歳から 18 歳までの子どもの成長に即した連続性のある支援を行うよう事業の見直しも行いながら整備を進める。

◆45 頁（4）障がい児への支援

障がい児とその親が地域での生活に困難を生じることがないように、生活全体を長期にわたって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れる事のないような仕組みが必要である。

という文章を心より歓迎させていただきますとともに、是非とも武藏野市第 4 期長期計画調整計画においても掲げられますよう要望いたします。

第一に「地域福祉」という括りにおいて、0 歳から 18 歳までの子どもの成長に触れていただきましたことは、この武藏野市において非常に画期的だと考えております。

これまで武藏野市の子ども・教育分野の施策は、幼稚園／保育園・小学校／学童（保育）クラブ・中学校といったステージにおいて寸断されることが有りました。各ステージとも国の制度によって区切られていることは致し方ないとしても、卒園／入学、卒業／入学といった区切りにおいて子どもの成長が途切ることは無い筈なのにも関わらず、実態として、前段階のステージにおける「子ども自身の成長」をどのように維持・継続するべきなのか、という理念に欠けていました。

それは、昨今注目を浴びる「一貫校」という統一ステージに変換すれば改善されると

いうものではなく、何時いかなる場面においても、児童福祉という子ども自身の気付きと育ちの保障を理念に据えることだと考えます。〔原案〕から引用いたしますと

◆50頁 II. 子ども教育

すべての子どもの育ちと学びを保障する環境を整備し、子どもの視点に立った施策を推進する。

という文章が、非常に大きな意味を持つものである捉えております。

また、かつて武蔵野市では保育園に通っていた障がい児が、小学校入学に際し「集団生活ができない」という理由で学童クラブの入所を拒否されるということがありました。

それまで保育園という集団で生活していた子どもを、正当な情報開示なく拒否した姿勢は決して許されるものでなく、今、この調整計画によって施策のあり方から改善しなければならない重大な問題です。

上記、◆3 文章の掲載は必要不可欠であり、重ねて強く要望いたします。

さて、調整計画〔原案〕では以下の通り記載されています。

◆23頁（1）「支えられ感」を生み出す地域福祉

緊急性の高い子育て支援施設の整備・サービス拡充を図り、コミセン親子ひろばや保育所などを使った子育て家庭のグループづくり、子育てを支援する人のネットワークづくりに一層力を入れて取り組む。これらの課題については、第三次子どもプラン武蔵野の策定の際に具体化を図る必要がある。

◆54頁（5）第三次子どもプラン武蔵野の策定

第三次子どもプラン武蔵野を策定し、子ども関連施策を推進する。次世代育成支援対策推進法の強化を受け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が一層測られるように取組みを強める。

このことに関連いたしまして、調整計画〔討議要綱〕に向けた意見書において、以下の通り「基本的な考え方」と「実現に向けて」ということで大括りのご提案させていただきました。

I. 基本的な考え方

1. 武蔵野市における「子育ち支援」と「子育て支援」の根幹をなす理念と方針の確立とその掲出を求めます。
2. いかなる施策・施設であっても児童福祉の観点を忘れることなく、質の高い人材と必要な経費がかかるものであることの明文化を求めます。

II. 実現に向けて

1. 調整計画の策定後に、「子育ち支援」の根幹をなす理念構築のため、未就学児童・就学児童に関わる専門家と各ステージの保護者参加による「武蔵野市児童育成指針」の策定をする。
2. 「児童育成指針」策定後に、「子育て支援施策」の実現のために、計画ならびに市民会議提言書を踏まえた〔子ども・教育分野〕における実施計画の策定をする。

これらを踏まえ、以下の通りご提案させていただきます。

1. 第二次子どもプラン武藏野は平成21年度までの計画であり、第三次子どもプラン武藏野が実施されるのは平成22年度からである。このことを踏まえ、第三次子どもプラン武藏野の策定は2年間（平成20・21年度）を設定する。
2. 平成20年度は、子育ち・子育て支援の根幹をなす理念構築のため、未就学児童・就学児童に関わる専門家と各ステージの保護者参画によって「武藏野市児童育成指針」の策定をする。その際、武藏野市における子育ち・子育て環境の課題と子ども関連施策の課題を掘り起こす。
3. 平成21年度は、「児童育成指針」策定後に、前段で出された課題解決に向けた「子育ち・子育て支援施策」の具体化を目指し、未就学児童・就学児童に関わる専門家と各ステージの保護者参画によって実施計画の策定をする。

調整計画〔原案〕には「子どもの育ち」という観点が、「子どもを育てる」というこれまでの観点と同等に現されていると考えます。

武藏野市に限らず、長期計画や子育て支援施策には「多様な保育ニーズ」とあり「ニーズ」に対応する「サービス」として「利用者本位の多様なサービス」と掲げられていますが、では利用者とは一体誰なのでしょうか。

言うまでもなく、利用者は保護者であると共に子どもであるのですが、子どもに向けるサービスとは一体何を指すのか触れられていませんし、子どもの声に耳を傾けることに対しては「子どもに聞いても判らない」という姿勢が世の大勢ではないでしょうか。

そのような中、子ども自身の育ちに目を向けることは、忘れ去られていた、まさに子育ての根幹を検証することであると考えます。以下、〔子ども・教育分野〕市民会議提言書の記述を引用いたします。

- 『長計』で掲げる「基本的考え方」に沿った施策実施のためには、「子どものニーズ」を正確に理解する必要がある。当市民会議では、議論の末、「子どものニーズ」とは、「子どもが年齢に応じた自立への途にのっているか否か」という観点からのニーズ」「健やかに育っているか」であるという基本的理解と合意に達する事が出来た。

記述では子どものニーズに関する説明がなされていますが、それはすなわち、子ども自身が「自ら見つめ、気付き、考え、選び、行動することの繰り返し」、まさに「育ち」であると考えられます。

児童福祉法はその制定において『要保護児童の保護』という戦前『救護法』以来の視点から、『児童一般の健全育成、全児童の福祉の積極推進』という理念の変換がなされ

ました。

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、児童を18歳以下の子どもと定義し、さらに「保護の主体」から「権利の主体」と捉えなっています。平成9年の児童福祉法改正ではこの「児童の権利に関する条約」批准を受け、『児童の最善の利益の尊重』を踏まえたものとなっています。

「利益の尊重」そして「権利」という言葉が未だこの国で醸成されていないことから、しばしば、過激な論争を巻き起こしますが、それは「権利を、無尽蔵に与えられるものと誤解しかねない」という曲解から起こる考え方であり、「育ち」の根幹を考えれば、やはり「子育ち・子育て支援施策には何時いかなる時にも児童福祉の観点が必要である」と結論づけられるはずです。

さて、「多様な子育て支援」を「多様な主体」が取り組むということが、あらゆる行政計画に散見しています。その場合の「多様な主体」には行政（または主たる行政関与）ではない、企業・NPOなどの法人が当てはまりますが、そこに関わる一人ひとりに「子どもの育ちを保障する」という意識が無ければ、児童福祉の理念のない「利用者（この場合、保護者）本位のサービス」という「顧客至上主義」が蔓延することとなるでしょう。

また、「支えられ感」とは華美な施設から得られるものではなく、そこにいる人材から得られるものです。何よりも人が人と接することが子育ての基本です。

子育ち支援、子育て支援は地域・企業・行政を含む社会全体の共通の責任であるとの認識の下、企業での働き方の見直しを含め、多様な主体が様々に関わりながら子育て支援を進めていく。その多様な主体とは多くは保護者の集合であり、働き方の見直しを主体的にするのも、社会全体を構成する多くの人も、保護者です。

「多様な子育て支援」の対象は、例を挙げれば就労等によって「預けなければならぬ」といったことや、幼児教育の「早期展開・高度化」を望む声もまた「親のニーズ」ということでは同様なのかもしれません。

昨今の育児困難・育児放棄・児童虐待という社会問題を考えた時には「預けたい」「一時、離れていたい」（「保護しなければならない」とも置き換えられる）ということも視野に入れなければならなくなりました。そして、小学校就学以降の保護者と子どもに対しても同様に子育て支援が求められています。

まず、保護者が、自身の子育てを見つめなおすこと。子どもの育ちの環境を見つめなおすこと。この作業がなければ、武藏野市における子育ち・子育て環境の課題と子ども関連施策の課題を掘り起こすことにはつながりません。いずれにせよ、第三次子どもプラン武藏野の実施効果を高めるためにも保護者の積極的な責任ある関わりが必要であり、第三次子どもプラン武藏野策定からの保護者の参画を求めるものです。

以上

長期計画策定委員の方へ

学童クラブの校内または隣接地についての意見です。

私は五小こどもクラブに小学校一年生の息子を通わせている母親です。

五小こどもクラブは学校からとてもはなれています。

離れているならではのメリット、デメリット、校内または隣接地にあることのメリット、デメリットを考えると、校内または隣接地にあるメリットが大きいのはあきらかです。

また武蔵野市内の 12 学童のうち 9 の学童は、校内または隣接地にあり、それで運営されているので、残りの学童クラブが校内または隣接地に移るのを妨げているものが予算の問題以外になにがあるのでしょうか?

前回の長期調整計画にも校内または隣接地への移転について触れられていましたが、いまだに実現しておりません。

また学童クラブの移転というのはするかしないであって、推進するものではないと思います。

対象となる学校が 3 校あるので推進ということばになっているのでしょうか。

五小こどもクラブに通わせる親は校内または隣接地への移転については、なんどもお願ひしていることであり、今回の長期調整計画には推進ではなく、移転をすると書いていただきたいです。

今回は、鋭意推進という前回よりもより前向きなことばにしていただきましたが、もう一步進めて、いただきたいと思います。

慣っていない文章についての意見ですので形式が正しいかどうかわかりませんが、ヒアリングに仕事で参加出来なかつたので私なりの意見を送付します。

P51～52の記述の地域社会全体で取り組む子育て支援の構築において親子の「居場所」が地域のコミュニティセンターを挙げていますが私が知る限り境南コミュセンは子供団体に関しては利用がしにくくいつも嫌われている団体と感じられていると思います。高齢者のための地域コミュニティであり幅広くどの世代にも平等に扱われているとはおもいません。従って根本的にコミュニティセンターの在り方を見直さなければ子育て世代の親が気軽にきてのんびり話せるサロン的な居場所が遊び場事業の展開は困難と考えます。

0123吉祥寺・はらっぱはあきらかに地域が偏っているため堺地区の住民には出かけるのも困難です。拡大には賛同しますが具体的な部分が見えません。

(2) 保育サービスの拡充

認可保育所の新設は大変ありがたいこと思います。

引き続きの行政努力をお願いしたいです。

しかしながら年齢別の定員見直しや弾力化についてはこのまま進めば国基準の5歳児30名に対し保育士1名と言う現場を全く無視した施策が突き進むことになります。既にどの園も弾力化の努力をしており限界と親としても感じています。これ以上の弾力化は子どもの視点にたった施策子どもの育ちを保障する文章からずれてしまいます。削除を希望します。

(4) 子育て家庭への支援前述したとおりコミセン親子広場の実施はコミセン任せにするのではなく行政も主体性を持ちながら共同で事業展開し、尚且つ隨時検証が必要と考えます。

妊娠中の不安は産後の育児不安にも結び付きやすく母子保健の重要な部分と考えます。

虐待防止の観点からも気軽に相談出来る制度の必要性を感じます。

ひとり親施策の具体的な提言がなく大変不安を感じます。多様な家庭環境がある昨今シングル家庭になっても安心して子育て出来る環境整備を記述してください。

P55（1）保育施設等の整備

P52で認可保育所の新設を検討しているのになぜわざわざ環境の悪い認証保育所を誘致するのか理解に苦しみます。都市特有のニーズとは具体的に何を指すのかよくわかりません。しかしながら密室育児や情報過多の時代で育児不安を抱えストレスを抱え理解されず育児に楽しさを見いだせず苦しい思いをしている母親がいるのも事実です。従って

都市特有のニーズがそれをさすのならば、せめて認証保育所と認可保育所を同等の職員配置や利用料等の市独自財源が必要と考えます。

P59 市独自の少人数教育は大変歓迎すべき記述です。30人を超すクラス配置では充分な指導教育が行き届くとは思えません。原因は不明ですがここ数年増加している学習障害・ADHD の子供たちが通常学級で勉強するためにも少人数は必要不可欠と考えます。又小中9年間計画で子供たち途切れなく移行が出来れば公立学校離れも武蔵野市では防げるのではないかでしょうか。

P60 (6) 学校経営体制の充実

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校移行支援は P59 にも通じるものでありこの移行制度が充実すれば親達の学校に対する不安もかなり解消されると考えます。ただし、それに関しては相互の連携を図るための保育士・幼稚園教諭・教員への具体的な支援も必要です。すなわち現在毎日が研修で忙しい小学校や中学校的教員がゆとりをもって他の機関との連携をとるには教員の増員は必要不可欠と考えます。

P62 (1) 青少年育成施策の拡充

学クラブについてですが後半にある学校内または隣接地への移転を銳意推進するは境南小に子供を通学させる親としては大歓迎の施策です。是非実現出来ることを切に希望します。冬の夕方の帰り道は暗く親としては学校から遠くまで学童に通わすのは理不尽すら感じておりました。以前住んでいた自治体では学校内又は隣接地でしたので遊び場も気にせず学校グランドが使って子どもたちも思い切り遊んでいました。境南ではコミセンに遠慮しながらまるで居候のように同居している子どもたちが気の毒でした。

しかし、土曜日開所が「あそべえ」があるから必要ないという判断にはなりません。あきらかに「あそべえ」と学童は違います。なにより子供の確認や様子を見ながら対応する学童とただ来て遊んでるだけの「あそべえ」では全く趣旨が違います。従って学童の土曜日開所を希望します。

聞いた話ですが障がい児の受け入れや私立小学校児の受け入れの環境が整っていないのでは学童クラブとして親のニーズ応えていないと考えます。保育園では受け入れられた子どもが学童になると受け入れられないのは P45 (4) 障がい児への支援の記述に合わなくなります。是非再考してください。どの子どもも地域で受け入れられながら生きる権利・生活する権利があると考えます。

最後になりますが DV 対策に関する施策がどこにもありません。もちろん、都女性セン

ターやウィメンズプラザで都民向けの啓蒙は行っていますが武蔵野市として女性の生きる権利についてどのような施策があるのでしょうか？統計的にも DV で被害を受ける女性年々増加しています。これは母子支援や児童虐待とも密接な関係があります。

市には相談員がいることは確認しましたが常勤ではなく再雇用や非常勤と聞きました。市として市民の命を守る責任があると私は考えます。もちろん再雇用職員や非常勤職員が能力がないわけではありません。逆にへたな何も理解のない職員よりよほど理解や熱意があるとは思います。しかし、雇用形態が安定していない状況ではその職員が自由に活動出来る範囲が限られているのではないか？

今年1月に DV 法が改正されました。国も超党派で制定した法律です。それだけ命にかかる事件が多いのです。お上品な武蔵野市でも DV 被害女性いないわけではないのです。その後ろには子供たちが脅えて暮らしていることも多数見受けられます。是非、市として施策を作成してください。又、学園都市でもある武蔵野市として高校大学等にデータ DV の啓蒙冊子等も作成配布してください。前途ある女性達を理不尽な人生を送らせないためにも是非今回の計画原案に載せてください。

以上大変長くなりましたが意見書として提出いたします。なお、策定委員の皆さん方に大変ご苦労様です。引き続き検討課題がたくさん提出されているとは思いますがどうかよろしくお願いします。

武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会 御中

お世話になっております。

この度、武蔵野市の第四期長期計画についての意見を受け付けていただける、ということでしたのでメールいたしました。

私は境南町在住ですが、4月から子供が小学校に通うことになり、学童保育に入所希望をしております。

この学童保育所が、境南町地区は境南コミセン内の隅の薄暗い部屋にありまして、遊ぶスペースも十分にない環境です。

夏休み、春休みなどの休暇中は地域住民への配慮から、子供たちは昼近くまで外で遊べず、次第にストレスを溜めて行き、下級生への攻撃などへ発展も見られると聞いています。

また、面倒を見て下さる方も、70人の定員に対し、年配の女性が二人だけで当然目が行き届く状況ではありません。このように、誰が考えてもこれから成長していく児童が生活する環境としては劣悪きわまりありません。

武蔵野市内でのこの学童保育所の環境は地域差が大きく、共働きをしている家庭にとっては心配で、子供を3年間を安心してお願いできませんし、納得の行くものではありません。

将来を担う子供達の環境を武蔵野市は考えているようなことを見聞きしますが、この境南地区の学童保育所の劣悪な環境を野放しにしているようでは、何も施策をしていないのも同然です。

つきましては、朝からのびのびと遊べるような学童保育所の環境を提供すべく、境南小学校内に、学童保育所を速やかに移転していただきたく、強く要望させていただきます。

意見の提出がギリギリになり、受け付けていただけるか心配ですが、子供たちの健やかな成長のために、ぜひともご検討の上、実行していただけますよう、重ねてお願い申しあげます。

尚、この意見は公開していただいて結構ですが、個人情報の開示は遠慮申しあげます。

武藏野市 第4期長期計画 調整計画原案 に対する意見

●緑・環境・市民生活

・自分が参加していた緑・環境・市民生活の市民会議提言書では自分の思っている通りには出来上がらずにおりましたが、今回の調整計画原案では緑・環境・市民生活の分野は素晴らしいものになっていて、涙が出るほどうれしかったです。大事なことがしつかりうたってありますし、一つ一つの言葉に思いがあふれていて感激しました。栗原さんをはじめ策定委員のみなさんに感謝いたします。

●健康・福祉

・健康・福祉の分野では、何となく抽象的な言葉が多く、これが計画なのかなと言う印象を受けました。

・特に障害者の部分では当たり前の言葉だけに終わっていることが多く、具体性がないと思いました。自立支援法との絡みもあって、はつきりいえないのかもしれません、これで障害をもつ人たちが本当に安心して暮らしていかれるのかなと思いました。障害児の放課後活動は？ 障害者のグループホームは？など何も触れていませんがどのように考えているのでしょうか？

・また p-40 右側下から9段目

「一般就労が困難な障害者についてはワークセンターけやき、…、…の事業の拡大など、就労先となる「事業所の拡大など、就労先となる事業所の協力を得ながら、福祉的就労の場を確保する。小規模作業所は、障害者自立支援法の改正動向を踏まえつつ、必要な支援をする。」のところでは知的障害に限っているわけではない文章だと思うので、精神障がい関係(就労支援センターMEW、わーくしょっぷMEW)が抜け落ちているのを感じました。 小規模作業所に対してただ必要な支援をすると簡単に言うだけではなく、小規模作業所が今かなりがんばってやっていることで武蔵野市の障害者の就労の場が確保されているので、評価する言葉も必要なのではないでしょうか。名前の挙がっているところだけががんばっているわけではないので、名前の挙がっていないところへちょっと配慮してほしいと思いました(全体を通して)。

・高齢者関係で特別養護老人ホームについての記述がありませんが、どのように考えているのでしょうか？

・これからは支えあいのまちづくりが大切、在宅中心と言うことは伝わってきましたが、全ての人がそれだけで一生を終えられるわけではないので、グループホームや、特養のことにも触れてほしいです。

平成 20 年 2 月 20 日

武藏野市役所企画政策室企画調整課気付
武藏野市第四期長期計画調整計画策定委員会御中

武藏野市第四期長期計画調整計画原案（平成 20 年度～24 年度）への意見提出

今般の調整計画原案の策定において、委員会各位の皆様のお疲れさまでございました。ご尽力に対して深くお礼申し上げます。

さて、計画原案に関し、3 点申し上げたいことがあります、意見を提出させていただきます。よろしくご検討をいただきますようお願い申し上げます。

1. 原案 P62 右段の「(学童クラブと地域こども館の) 統合については今後も研究を進めていく」の記載について。

学童クラブと地域子ども館につきまして、私たち学童クラブの父母は、昨年 11 月に邑上市長と懇談を持った際にも、市長は、学童クラブと地域こども館の機能と役割は違うものと認識していると明言されているのを聞いています。

そもそも、学童クラブとは、戦後、働く親たちが安心して働けるための願いから誕生した施設で、公設公営で運営されるようになってからも、専門の指導員のもとで、放課後や長期休業中に就労等で親がいない子供達は健全な育成を保障される場所です。また、指導員の先生が、子ども一人ひとりに目を配り、遊びや行事などで子どもたちと楽しい時間を共有するだけでなく、親に代わって、おやつの時間を提供し宿題の時間を確保するなど毎日の生活の場となっている場所でもあります。

それに対して、地域こども館「あそべえ」は、自由来所型を基本として全児童および地域の私立小学校の子どもたちを対象にした、子どもたちの遊び場です。ここはあくまで子どもが遊ぶ場所であって預かる場所ではありませんと、あそべえ委員の代表者も館長も明言されています。

一見して、学童クラブと地域子ども館は、似たような施設に見えますが、成り立ちも機能もまったく違うものということはお分かりいただけるでしょうか？ 学童クラブは、女

性の社会進出が進むなか、ますますその重要性を増しているのです。こうした背景を考えると、原案 P62 右段の「(学童クラブと地域こども館の) 統合については今後も研究を進めていく」の記述は削除して自然な成りゆきだと思いますので、削除をよろしくお願いします。

2 59P 4 学校教育の充実 (4) 学校教育力の向上について

ここには、公立学校の離れの傾向が見られる現状を踏まえ、公立学校の教育力を高める課題に取り組むとして、研修の実施や研究校の指定などの支援体制の一層の充実をを図ると書かれていますが、果たしてこれだけで、私立から公立に引き戻すだけの魅力づけができるかははなはだ疑問に感じる次第です。

公立小中学校は、そもそも地域の核となる存在であるべきものですが、今、学校がそれだけの役割を担っていることを認識しているのか非常に疑問に感じことがあります。特に学校は、教師、親、地域が三位一体となって、子どもたちを見守っていかなくては、子供達の健全な成長はありえないと考えています。

前述した公立の魅力を引き上げるためにも、地域の中でのアイデンティを確立するためにも、公立の小学校では、教師による、家の中に上がっての家庭訪問を実施するべきだと考えています。現在のような玄関先で話を聞くというようなやり方は異常です。子どもや家庭の状況が分からぬでどうやって教師は子供達を指導することができるでしょうか？こうした地道なところからはじめる親の信頼を獲得していくことが、親と教師のつながりを深める、ひいては公立学校の充実につななると考えます。

その他、学校教育のところでは、教師と親の連携をまったく触れていないところも気になっています。ある小学校の校長は、PTA の電話連絡網さえつくらせず、保護者の交流を引き離しているという考えられないことをしているのも現実もあるのです。「身体・言語・自然」など抽象的な言葉ではなく、もっと具体的な記述こそが求められるのではないかでしょうか？

3. 9 7 p. 都市基盤 6. 道路ネットワークの整備 (5) 外かく環状道路への対応 について

武藏野市第4期長期計画調整計画討議要綱の「外かく環状道路への対応」の記述について、討議要項から書き換えてくださったことを高く評価申し上げます。

外環道路に関しては、国や都により計画ありきで話が進んでおり、環境面（武藏野が誇る地下水が現在のように保障できるかは定かではない）でも、安全（大地震が発生時はどうか考えただけでも恐ろしいものがある）面でも、交通予想面においても、PI会議の委員の質問に対して、国や都はまともな回答はしていない状況です。東京オリンピック誘致の裏でこうしたまやかしの計画が進んでいることは地元住民として非常に憤りを感じています。

昨年12月、外環は基本計画に格上げされました。我々市民とともに、市としても環境面、安全面に対して、国や都に積極的に働きかけることをはじめ、外環2に関しては、地域分断につながるとんでもない計画であることを認識していただいた、この原案の記述から後退しませんようにお願い申し上げます。

以上

子ども・教育

1 (2) 保育サービスの拡充について

「認可保育所の新設の検討をする」との考えに賛成です。

認証保育所等ではなく、「認可保育所」の新設を強く求めます。

大切な子どもを安心して預けられるためには、人も施設も十分な認可保育所が必要です。

今年の保育所入所状況では、入所可能数 289名に対し、534名の入所希望がありました。

とても足りない状況です。子育て人口が増え、子育てしながら仕事を続けられる職場環境が整っても、安心して預けられる認可保育所がなければ仕事を続けられません。

大切な我が子を乳幼児期に長時間預けるのですから、どんなところでもよいのではありません。認可保育所が必要です。ぜひ、新設をお願いします。

公立保育園の改革について、現在、開所時刻が7時半からですが他の民間園と同じように7時からにしていただきたい。勤務開始に間に合いません。また。公立と民間のコストに差があるとのことです。必要な人件費を削るのは避けてください。子どもを安全に安心して預けるには人手が必要です。教職員のゆとりも必要です。

未来を担う子どもたちのために、お金と人をよろしくお願ひいたします。

調整計画なので、基本線は動かない所もあると思いますが、今までやってきたことについての本当の精査を、次期長期計画のためにも行なう時だと思います。

その中で、今行なわれている各種の活動や施設が、各分野の将来的な骨格にどう結びつくのか、位置づけを確認（あるいは、確定）して欲しいと思います。あまりに長い間思いやりや配慮で行なわれてきた補助事業の判断基準の不確定さと同じに、何故これでなければいけなかつたのかと思われる事業もあります。その意味でも、将来にわたる見通しを持った計画を立てられる人材を起用してください。市民参加の方式で、市民が自ら発言し、人の意見を聞いて軌道修正できる機会は、大変貴重でした。これに、出てきた半熟状態の意向を整理して、先進的な蓄積に学んで組立て直して提示できるのは、やはりそれぞれの分野の専門家ではなかつたかと思います。今回の調整計画は、市民の夢が盛り込まれていますが、実際にその望む所が形になるには、更にきちんとした設計図が必要だと思います。広い意味での専門職を位置づけてください。

一方で、施設も運用もあまりに特化し過ぎない方が良いものもあるように思います。福祉分野のテンミリオンは、今あるテンミリオンは一つにくぐれない程多様です。それでいて、高齢者のある層に照準を当てすぎたため、利用者はそこからはずれたからと言って利用しなくなるなどということではなく、迎える側が利用者に併せてより高齢、介護度がつくような人を迎えるようになっています。これが、気楽なコミュニティカフェ方式だったら、むしろ当初の目的に叶う活動が続いているかと思います。

今回の調整計画案については、子どもについて福祉的視野が見えること、子育てでなく子どもが育つことに対する支援への意識の切り替えが認められることを評価します。

いずれにしろ、あらゆる計画において、様々なより弱い立場の市民に対して、市の職員には特に想像力を働かせていただきたいと思います。子ども SOS センターは不可欠ですが、機能は SOS センターその物でも、命名は別にする必要があることも、その一例です。男女共同参画の展開も同じような面があります。市民にも出来ることは沢山ありますが、行政しか出来ないこともあるので、その精査をする機会を是非計画上に位置づけて欲しいと思います。

何度かパブリックコメントを提出しました。行く先はどこなのでしょうか。活かされることは殆どないような気がしてなりません。むしろ意見を出した市民どうしが協議あるいは懇談しあえる機会を設けていただけたら、市民の活動には有意義です。

調整計画原案への意見提出は、もう遅いでしょうか。
体調が悪くメールできずにいました。

小さい子供を持つてますので、何より子育てに関することが
気になりますし、力を入れていただきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

巴西詞語彙

- ① 第4期 2005-2014 基本概念·基础问题

P 49で親子の絆を重視し、絆を強く太くすれば人
生観を置き、子育て支援をすこいことではある。

七九

井中即刻测定其厚度(平底203米—243米)

上記の記述を失ふも、全くです。

分子高分子即有分子量，高分子化合物分子量很大

合意の中には（説明会）件の実習には参加しての意見等

モウ(2) ます。 (音楽、歌子への洋風の影響化は
終止曲といふ)

- ② P25 市民自立の宣言が ~~1月27日~~ 2月2日より開催される
左側 下記3月 1月20、2月20
③ 毎週基本会議 17時開催

No.1

[P 70] クリーンセンター建設工計画。検討

施設(施設から)の... 合成形態を図る。と同時に

而既にとりいどりがクリーンセンターしくみを諸多検討し

今まで、いろいろな起きた不況、粗大ごみ焼却場

事など、その費用の共商をするとして方針をたてて

便用する意図で行なうとする。」と加えられし。

また、迷惑、公平負担、半分の負担、公債負担等

は分散方式にするべきと検討する。」

<理由> 一ヵ所にまとめるのは合理的かも(れども未利用地等大きい土地がないと問題)市には統合的整備は建てられない。現在地でも困難がござると指摘される。ただし、入出庫施設(現跡地場とテニスコート)を複数するなら可能である。

P 71

[P 81] 運営着手の整備、運営体制の確立

地域の... 石井修、さりとてをサポートする。後は

災害易発生といわれる視聴覚装置が、音(見)

の視覚装置についてもマニュアルせ日常的には

コミュニケーションの中での支度をくみを考へる。

[P 95] 水害対策の実施

雨水のサニタリーハウス、雨水天からの水と

歩道と公共施設の屋根を受けて雨水を

生活用水と下水、直ちに入水により利用

できるよう排水施設も検討、実施する。

No.2

P101 住宅政策を中心としたエコライフ体験会議室内
雨水貯留槽を活用した水資源への普及を図ると
してほしい。※現状では必ずしも実現しない

公的住宅建替之に伴う環境整備の実績
公的住宅が果して今後何と何と今後、戻戻
はこれらのストックをどうする位置づけをするのか
示すべき。借り上げ住宅として高齢者、子育て家庭、
低所得者へのセーフティネットの役割を果たす等
切り売りが止まると予測されるUR住宅をどう
よう取り扱うかで住宅政策が変わると思う。

P113 健全な財政運営の実績

健全な財政運営を考えたあまり、過度な
貢献率入札した結果悪化品、未認定技術
の測定データの報告を受けるのは市民生活
に不安つきよう。これらへの監視のしくみ^{523.}

（例）シリコンセラムダイオキシジマニウムの土壤
測定 → 落札価格が安すぎ

巡回監査が配している。

（入札価格、標準が示されていない）